

令和7年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

令和7年9月3日 午後1時27分 開 会

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	塚本直樹
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	岡崎勉夫
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞一行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	井出有史

欠席委員

委員	小倉博
----	-----

出席説明者

市長	宮嶋謙
副市長	飯塚一政
総務企画部長	横田茂
市民部長	岩井雄一郎
保健福祉部長	羽成英明
産業経済部長	貝塚裕行
都市建設部長	稲生政次
会計事務局	加藤洋一
教育部長	仲澤勤
消防長	町島修
総務企画部企画監	木村勇介
総務企画部企画監	樽見大輔
秘書人事課長	神野厚
情報広報課長	田中英昭

環境防災課長	服部光浩
地域コミュニティ課長	松延克彦
介護長寿課長	関克明
子育て支援課長	越渡貴之
健康増進課長	渡邊有美
国保年金課長	豊崎良憲
農林水産課長	篠崎政彦
商工観光課長	猪俣直宏
上下水道課長	瀧ヶ崎卓也
会計課長	齋藤英憲
学校教育課長	斎藤隆男
消防総務課長	豊崎伴之

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智
農林水産課主幹	櫻井利和
上下水道課主幹	神永涼

議 事 日 程

令和7年9月3日（水曜日）午後1時27分 開 会

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 議案第65号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (2) 議案第66号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第67号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- (5) 議案第69号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第70号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第71号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第72号 令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第79号 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結について
- (10) 議案第80号 財産の貸付けについて

3. 散 会

開 会 午後1時27分

○久松公生委員長

それでは、定刻少し前ではありますが、全員そろいましたので、始めさせていただきます。

改めましてこんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和7年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。

農林水産課、櫻井利和君、上下水道課、神永涼君、議会事務局、以上2名を追加して指名いたします。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和7年第3回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦勞さまでございます。

審査いただく議案は全部で10件ございます。内訳は、条例に関する議案が3件、予算に関する議案が5件、契約の締結に関する議案が1件、財産の貸付けに関する議案が1件です。

つきましては担当部長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

ここで、市長は退席となります。

暫時休憩します。 [午後 1時29分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時29分]

ここで、昨日9月2日の議案審査特別委員会でお諮りしました審査予定表（案）についてですが、議案第80号において、昨日議員発議があった案件でもあります。

したがいまして、しっかりと審議する時間を設けたいと思いますので、総務企画部を最後に組替え、新たな審査予定表案を作成しましたので、お目通し願います。

暫時休憩します。 [午後 1時29分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時29分]

お諮りいたします。

ただいまお目通しいただいた審査予定表案のとおり審査を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますよう、お願い申し上げます。

また、能率的、効率的な議会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡明な説明並びに簡潔な答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に関わる議案であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の総務企画部経営企画課の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決をすることといたします。

それでは、議案第68号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業経済部所管の補正予算につきまして農林水産課長、商工観光課長よりそれぞれ説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

それでは、農林水産課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、特定財源がありますので、最初に歳出予算からご説明をさせていただきます。

議案集52ページをお開きください。議案概要書はタブレット端末14ページ、上から2段目になります。

議案集中段になります、5款1項3目農業振興費、右の説明欄01農業振興事業、0102園芸振興に要する経費の増額でございます。内容といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、儲かる農業の実

践のため、スマート農業や省力化に必要な機械の導入など、地域をリードする先進的な取組を支援する
儲かる産地支援事業費補助金で、稲作生産を主とする認定農業者からの要望、県の採択を受け、無人田
植機の導入を行うものでございます。

なお、財源につきましては、歳入として県補助金 3 分の 1 で 238 万円の充当と合わせ、市の上乗せ補助
金といたしまして、6 分の 1 の 119 万円、合わせて 357 万円を計上するものでございます。

次に、その下 0104 有機農業推進に要する経費の増額でございます。内容といたしましては 18 節負担金、
補助及び交付金で、有機農業によって生産された生産物を差別化販売するために必要となる有機 J A S
認証の取得に係る経費を支援する有機 J A S 認証取得支援事業補助金で、麦などの穀物類を生産する事
業者からの要望、県の採択を受け、有機 J A S 認証の取得支援を行うものでございます。

なお、財源につきましては、県補助金、定額上限 14 万円で、歳入予算も同額計上をするものでござい
ます。

次に歳入予算につきましてご説明させていただきます。

議案集 48 ページをお開きください。

ただいま歳出予算の中で合わせてご説明をさせていただきました歳入予算の補正につきましては、4
段目、16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の右の説明欄のと通りの予算計上となります。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

これ大変いいことだと思うんですけども、何人ぐらいの方が申請しているんですか。対象者教えて
ください。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

最初の儲かる産地の事業につきましては、認定農業者 1 名の方になります。それと、有機 J A S 認証
の関係につきましては、やはり 1 企業体という形でしょうか、法人格になります。

○小座野定信委員

こちらの、これ大変すばらしい補助、農業にとって大切な財源になると思うんですけども、これも
ちょっと、やはり私も勉強不足かもしれませんけれども、もっともっと使ってもいい補助であれば、も
っと P R してもいいんじゃないかなというふうに思います。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

ただいま委員ご提案のありましたとおり、周知のほう努めてまいりたいと思います。よろしくお願
いします。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

○佐藤文雄委員

関連して、儲かる産地支援事業については、これ田植機というふうに言っていないませんでしたか。いろ
いろあるけれども、田植機というふうに言っていないませんでしたか。確認です。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今回導入する機械につきましては、無人田植機を導入する予定でございます。

○佐藤文雄委員

無人田植機もすばらしい中身だと思うんですけども、これは、儲かる産地支援事業費というのは、県内全体で幾らあったんでしょうか。その割り振りというのはあったんでしょうか。教えてください。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

大変申し訳ございません。県内の状況は分かりませんが、県のほうの要項の中で、事業費の3分の1の補助となっております。

そういう関係で、今回補助対象経費につきましては714万円になります。それにつきまして、県補助は238万円、市が上乗せする形で119万円というような内容となっております。

○佐藤文雄委員

県の全体額は分からない。大体、全県、ありますよね。44市町村。その中身も分からないということですね。後で調べておいてください。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

先ほどお話ししたとおり、ほかの市町村の状況についてはちょっと承知してございません。お調べしたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○櫻井健一委員

すみません、有機JAS認証取得支援事業なんですけれども、JASの取得が結構大変で、これ取れなかった場合でも、これは返金とかそういう措置はないんですかね。あとはどういう段階で出されるというか、これ対象になるんでしょうか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

こちらは、あくまでも有機農業の認証を取得するための支援事業ということで、今回事業者の方から、基本的には外部委託をして、その手続の費用を支援するという内容になります。基本的には、その取得のほうはできるものと考えてございます。

○櫻井健一委員

それでは、取りたいんだという意思だけで出すものではなくて、もう申請する段階になってから受ける補助金ということでよろしいですかね。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今回の事業者につきましては、もともと有機的な農法によって栽培している事業者でございまして、今回このいわゆる農産物の差別化を図るために、この認証を取りたいということでの内容でございます。

○櫻井健一委員

そのJASを取りたいという品目、1品目に対して14万円という上限なのでしょうか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今回は、麦とそば、その2種類になります。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

それでは、商工観光課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書はタブレットのとおりで、議案集は48ページをお願いいたします。

48ページの一番下の段でございます。

まず歳入でございますが、18款1項1目寄附金、1節寄附金、ふるさと応援寄附金8000万円でございます。当初2億2000万円で予算計上していましたが、増額が想定されることから補正を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。議案集53ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費、01商工振興事業、0101商工振興に要する経費123万円、0103ふるさと応援に要する経費4220万8000円でございます。0101のイベント出店料につきましては、本市の魅力を広く発信し、ふるさと納税額を増やすことを目的に、ふるさと納税ポータルサイト主催のイベントに出展する経費としまして、3回分を計上してございます。イベントへの出展は抽選により決定となるため、当選となったことから計上させていただいたものでございます。

また、0103ふるさと応援に要する経費の増額につきましては、寄付の増額に伴い、謝礼品や業務委託費用などの経費分を増額するものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、商工観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

そのふるさと納税のポータルサイトというんですか、さとふるとかなんとあるというあれは、今何社ぐらい登録しているのかと、そこでの手数料というのは、そのメーカーによって変わるんですか。お願いします。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

ポータルサイトは現在約14社でございまして、その手数料は会社によって違うのですが、平均で14%でございます。

○矢口龍人委員

この今回の業務委託の1120万円と応援謝礼金というのは、要するに寄附金に対して3分の1とかの返礼品の部分だと思うんですけども、この業務委託という部分が、ポータルサイトにかかる13%とかという部分を計上したわけですか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

おっしゃるとおりでございます。謝礼品につきましては、配送料も含まれております。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

○櫻井繁行委員

今のご質問のその上のところかな、イベント出演料のところなんですけれども、当選をしたので、補正予算組んでしっかりとPRをしていくという話は分かるんですけども、これ出演料123万円というのはなかなか高額だなというふうに思うんですよね。担当課としてこの費用対効果というのはどのように見えていますか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

おっしゃるとおり、3回分で120万円ぐらいありますが、このイベントを機に、秋から年末にかけて、これ以上の納税額を増やそうという目標でまいりたいと思っております。

○櫻井繁行委員

イベントの出演する概要みたいなのを、もし捉えていれば教えていただけますか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

1つは、J R東日本が開催しますふるさと納税フェスタと言いまして、東京駅で開催されるものでございます。もう一つは、トラストバンクが主催するもので、有楽町の東京交通会館で予定をしております。3番目はトラストバンク、これも同じですが、パシフィコ横浜で開催を予定しております。

○櫻井繁行委員

イベント3か所ということですが、しっかりとPRしていただくことと、また、こういったイベントや何かあるときには、ぜひ議員のほうにも周知をしていただいて、それ行ける、行けないというのは、各々の判断もありますけれども、こういったPRをする、この日していますとか、そういったものをぜひどんどん発信をしていただいて、僕たちはSNSでアップすることができるでしょうから、そういう感じで、相乗効果で市のPR、プロモーションに努められればいいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

おっしゃるとおり相乗効果も大事ですので、今後は周知を努めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

土地建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

上下水道課長から追加の説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

それでは、水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

内容につきましては、管路更新計画の委託になります。この内容は令和7年度、今年度の当初予算で組んでおりましたが、委託準備の中で、水道台帳、古い水道台帳と現況のところで紐づけがされていないものがありましたので、今年度1年間ではちょっとできないということが判明しました。ですので、今年度と来年度、2か年の債務負担行為を組ませていただいて、委託をしていくというような内容となっております。

委託の内容につきましては、緊急輸送道路に埋設されている铸铁管、基幹管路の送水管、重要給水施設の管路を対象として、更新計画を作成して、工事を進めていくというような内容となっております。今年度契約をしますので、支払いは来年度になります。それなので、今年度の当初予算に組んでいる1626

万9000円は減額としまして、また来年度当初予算で組むというような内容となっております。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

この工事の場所についてちょっと、場所、あと距離等含めて説明していただけますか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

まず緊急輸送道路につきましては、国道6号、10か所横断している場所があります。あと、常磐道中佐谷のところと下志筑地内が2か所がありまして、こちらが400メートルを想定しております。基幹管路の送水管につきましては、約22キロメートルございます。こちらは耐震化率は88%ということで、高い数字が出ておりますけれども、一応将来的な計画に盛り込む予定でございます。また、重要給水施設管路、こちらは配水施設から、災害時に重要な拠点となるまでの施設の管路、また地域防災計画に位置づけている避難場所までの管路を対象としておりまして、こちらはまだ正確には出ておりませんが、50キロメートルぐらいがあるというふうに想定しておりまして、正確にはこれから距離は出していきたいというふうに考えております。

○設楽健夫委員

基幹管路の22キロメートル、あとは50キロメートルという、今話がありましたけれども、どこからどこまでということの説明、あるいはそういう地図がありましたら、提出をお願いしたいと思います。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

資料につきましては後日提出させていただきます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第65号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補足説明ございまして、子育て支援課越渡課長から説明いたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

説明の前に補足資料を紙ベースで配付したいんですが、よろしいでしょうか。

○久松公生委員長

はい、お願いします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それではお配りいたします。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 1時53分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

それでは説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それではご説明いたします。

議案第65号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案概要書4ページ、議案集12ページになります。

ご説明いたします。

1、要旨、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する条例により、子ども誰でも通園制度が創設されたことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、新たにこの条例を制定するものです。

2、内容、内容につきましては、補助資料、タブレット端末のほうでご説明いたします。

それでは、タブレット端末のほうをご覧ください。

こちらでは、それではタブレット端末のほう画面変わりましたので、かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、こちらの制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境の整備、そして、子育て家庭への支援の強化を目的に設置された新たな制度でございます。

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等を一定時間利用できます。令和8年度より本格実施となりまして、各自治体1か所で各1か所実施する必要がございます。

対象者ですが、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満のお子様になります。

利用方法、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能になります。

利用料、給付化されることによりまして、1時間当たりの費用について、公定価格として設定されます。利用料、そして、利用時間についても、現在国で検討中でございますので、確定ではございません。

実施に向けた準備といたしまして、認可基準条例の制定、今回ご提出させていただいた条例になります。こちらは人員の配置、面積、そういった施設事業に必要な基準を定めるものとなっております。

そして、この制度にはもう一つ条例の制定が必要になります。確認基準条例、こちらは、利用定員の設定給付の対象として適格かどうか判断するための条例がもう一本必要となります。

現在、確認条例については、今後国の議論が進んだ上で、市町村等へ指示があるかと思います。今のところちょっと確定はしておりませんので、こちらにつきましては、早くて12月、遅ければ第1回定例会、3月になる予定でございます。

それでは、次に、紙ベースのほうの資料でご説明をいたします。

かすみがうら市乳児等支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要ということで、こちらは、大きなものとして、区分として①②③とあります。

お子様をお預かりするための施設の区分として、余裕活用型、一般（在園児合同型）、一般型（専用室独立型）というような3つのタイプがございます。

余裕活用型につきましては、保育所等において利用児童が定員に達しない場合、保育所等の定員の範囲内で受け入れるものでございます。

②の一般型、こちらは保育所等の定員とは別に定員を設定して、専用スペースは設けずに在園児と合同で支援するものでございます。

③一般型（専用独立）、こちらは保育所の定員とは別に定員を設定、専用のスペースを設ける形になっております。

対象施設、設備の基準、人員配置については記載のとおりになっております。

2枚目の資料をご覧ください。

こども誰でも通園制度の実施の必要性に関する資料として、こちらも文教厚生委員会でいろいろとご質問いただいた内容で、こういった形で提出をさせていただきました。

各市町村で赤枠、資料の赤枠の中、各市町村で令和8年4月1日から少なくとも1か所で実施ということで、茨城県のほうから資料が送られてきております。

次の資料になります。

こども誰でも通園制度の手続の流れということで、市町村を中心に利用者、そして、保育所というような流れになっておりまして、この事業を実施したい保育所等の事業認可、そして、利用者の利用認定申請、認定通知というような形で、それぞれフロー図になっております。

それでは、最後の資料になります。

こども誰でも通園制度の利用に当たっての面談。こちらは、大切なお子様をお預かりしますので、事前の面談を必ず実施するような形になっております。

そして、次、こども誰でも通園制度の利用に当たっての慣らし保育はというようなご質問がございましたので、こちらについては、子どもが慣れるまで、親子通園等ができるような形になっております。

いずれの内容もこども誰でも通園制度の実施に関する手引きというところからの抜粋となります。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

大変いい制度かなと思います。しかし、この中で2つほど、これで大丈夫かなと思うところなんですけれども、まず1点目に、利用方法、1か月あたり10時間の枠内ということ。それと、まだ決まっていない、国でも検討中ということですが、この利用料。この今お示しされている、文書に書かれている枠の数字で、またこの使用料については、国の回答待ちということですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まず利用時間についてなんですが、現在こちらの事業は補助事業で試行的に実施されておりまして、その時間が10時間と設定されております。10時間については、短いのではないかなというような指摘もあるようなんですが、こちらにつきましては、国としては、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保する、こういうところを踏まえまして、設定しているということでございます。まだ決定には至っておりませんが、施行段階の10時間というのは、そういう設定になっております。

そして、利用料なんですが、1時間当たり300円で実施されております。こちらについても、はっきりとはまだ決定になっておりませんので、今の補助事業の金額となっております。

○小座野定信委員

子どもは国の宝ですから、せめて月10時間という枠では、施行、お試しとしても、ちょっと時間的に足りないんじゃないかなというふうに思います。この内容の決定について、期待を込めてお待ちしております。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○佐藤文雄委員

私がいろいろ説明を求めて、資料が出てきて、説明がありましたけれども、いわゆる実施方法は3種類、一般型の中でも、在園児と合同、それから、一般型が専用室独立実施と、それから余裕活用型ということが3つで想定されているようです。わかぐり保育所を今回対象にしたというふうに報告がありましたけれども、わかぐり保育所にした根拠は。また、どういう内容の、この3種類のうちのどの種類なのか教えてください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まずは、公立保育所で実施するというので、わかぐり保育所に決定しております。そして、どのタイプにするのかというところにつきましては、現在決まっておりますので、わかぐり保育所と今後相談しながら判断していきたいと考えております。

○佐藤文雄委員

私は、基本的にこの通園制度そのものには、かなりいろいろ問題があるというふうに思って、急ぐべきじゃないというふうに言っていましたけれども、来年度から実施せよという通知、そういうのは来ないんですよね。通知来ていますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

現状では、提出した資料が私どもとしてお出しできる資料となっております。この件につきましては、ご理解をお願い申し上げます。

○佐藤文雄委員

やはり2026年度から全国の自治体で実施を求める方針だということだけれども、どの程度実施されるかは不明だという話が、私が勉強している中であったんですね。ということは、必ず来年やらなきゃいけないということではないというふうに思うんですけども、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

この本制度につきましては、閣議決定を受けたことも未来戦略に位置づけされた大変重要な制度でございます。県内でも全市町村が制度の実施に向けて取り組んでおりますので、本市も子どもの良質な生育環境の整備と子育て家庭への支援の強化のため、作業を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

2024年度に試行的に事業として実施された自治体、それだけ一定程度数字は把握していますが、県内

ではどのぐらいなんでしょうか。それから、2025年度も増やすというふうに言っていますが、どのぐらいの自治体と保育所関係事業所があるか教えてください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

手元に2025年度の資料しかないんですが、県内では水戸、笠間、筑西の3市町村で実施しております。そのうち笠間市へ問合せいたしまして、公立保育所1か所で実施しているということで、登録者数は13人。令和7年度の現在、直近までの利用人数、月当たり延べで25人ということでした。

○佐藤文雄委員

水戸市と筑西市と笠間市で13事業所。人数は25人。確認です。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

笠間市の実施施設は公立保育所1か所になりまして、ご利用者、登録人数が13人。そして、令和7年の直近までの月当たりの利用人数は25人となっております。利用時間は確認しておりませんので、何時間利用しているのかはちょっと分かりません。

○佐藤文雄委員

かすみがうら市のほうでは、子ども子育て通園制度、そういうもの自体はまだPRしていないんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、この実施の実態というか、どのように実施するかという検討委員会とか、あと、調査、そういうのをやったんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらにつきましては、子育て会議でお知らせして、審議しております。

○佐藤文雄委員

子育て会議の中で話をしたと。どういう審議の内容だったんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ただいま皆様に説明した内容で、各委員にも説明しております。

○佐藤文雄委員

ニーズ調査はしたんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ニーズ調査まではまだ行っておりません。

○佐藤文雄委員

やっぱりニーズ調査をして、これは本当にいいのかという問題も含めて考えなきゃいけないと思うんだよね。特に一時預かりという制度がありますよね。そういう一時預かりで十分に対応できるということも言われているんですね。わざわざこの形でやると、実際には決まっていないことが多過ぎるというふうに言われているんですよ。そうすると、決まっていないことが多過ぎるということは、今直ちにやらなきゃいけないというわけではないというふうに思うんですけども、どうしても今回、直ちに、この議会で、この基準を決めなきゃいけないということであれば、この基準というのを、貸借対照表というのが必要になると思うんですが、それをつくっていますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

本制度につきましては、少子化対策を抜本的に強化し、誰もが安心して子どもを生み育て、未来に希望を持てる社会を目指す政府の戦略でございます。子ども未来戦略会議に位置づけされている事業でございます。私どもとしましては、今後も作業のほう進めてまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

貸借対照表はないということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

すみません、具体的にどういうふうな内容のものか、教えていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

今現状はこうやっていますよと。新しい通園制度はこういう形で、その違いは、この部分が違ってきますよという、そういう対照表です。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

現状と子育て支援制度の内容の比較表ということでよろしいでしょうか。そういったものであれば、作成して提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

ぜひそれ出してください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そちらについては提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

いつになりますか。いつ頃、もうそれはそろっているという、今回答でしたよね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

作成して改めて提出させていただきます。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

小座野委員が、10時間じゃ足りないんじゃないかというふうなことをおっしゃっていました。やっぱりそういう実践をやっているところでもそういう声があったようです。いずれにしても、こういうものについては、まだ確定しない部分があまりにも多過ぎるんですよね。そういういろんな意見については、子ども・子育て会議の中で議論しただけということなんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

おっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

○櫻井繁行委員

参考資料を出していただいて、委員会より、より明確になったと思うんですけども、これそうはいっても令和8年の4月1日から始まる制度なわけで、まずは、かすみがうら市としては、公設のわかぐり保育所で、各自治体少なくとも1か所ですから、そういったところで担保を取るということだと思うんですけども、これ考え方として、その後に、例えば認可、許可とか等あるでしょうけれども、市内の認定こども園とか、小規模保育所等に、例えばぜひこの制度を、支援事業のほうを活用して、ぜひ認可取ってくださいといったような形を取っていくのか、市として。それとも、1か所あるからいいでしょうというのは、どちらかという受け身のような体制での制度設計になるのか。考え方としては、どういった考え方を想定されていますかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まずは1か所、わかぐり保育所で実施ということで、その後各市内の園に、制度について、こちらのお知らせできる、状態になり次第、PR、お知らせしていきたいと考えております。

1か所あればいいのかという点でございますが、実施するのは市内の保育所になりますので、実施す

るかしないかは保育所の判断となります。別の視点で申しますと、経営的な視点で強みのある制度なのかどうかということについては、一概に判断できるものではございませんが、別の考え方として、本制度を利用していた保護者が就労することにより、通常保育園の切り替えを希望した場合に新規の入園につながると、そういったことも想定されるのかなと。これはあくまで一つの考え方なので、誰もそうなるとは限りませんけれども、そういったところです。

○櫻井繁行委員

そういったことでしたら、やはりかすみがうら市としても、拠点を、どちらかというと民間施設にもご理解いただいて拠点を増やしていく方向だということは理解しました。今までどっちかというと、この6か月から3歳未満というのは、非常にカバーできなかった。国として、日本国全体としてなかなかカバーできなかった年代でしょうから、子育て支援策として、より働きやすい環境をつくるためにも、こういった子育て支援でできればいいと思うので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

面談と慣らし保育の話を、私のほうで文教厚生委員会で言ったら、ここに事前面談と、慣らし保育については書いてあるんですが。これ面談できるというふうにしているだけなんですね。推奨はされていないんですよ。それから、面接なんかについては、施設側の補償、いわゆる面接するにはそれなりの費用がかかりますが、その費用も補償されていないんですね。そのことについてご存知ですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

面接の費用についてはちょっと、私のほうも初めて聞く内容ですので、お答え申し上げることはできませんが、事前面談、こちらについては、こども家庭庁のホームページで情報提供しております利用者向けパンフレットにも、明確に事前面談ということで記載がございます。6か月から2歳までの小さなお子様を預かるということを踏まえれば、お子様の健康状態、アレルギーなどそういった特性の問題、そういったことを把握せずに預かるのは非常に危険かなと考えております。かすみがうら市では必ず実施していきたいと考えております。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○小座野定信委員

今、皆さんのいろいろなご意見、また答弁を聞いて、ちょっと思いついたんですけれども、これ職員のほうにもかなりの負担がかかってくるかなというふうに予想されます。その中で、その職員の配置、並びに勤務状態というのは、どういうふうに考えておられるのかという点、お伺いします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご質問の通常保育内容への影響ということかと思います。本制度の一般児型の在園児合同、こっち側は通常保育のお子さんと一緒に保育することになります。この場合、通常保育に影響がないよう、通常保育の保育士は別に、本制度の保育士を配置いたします。

また、全く別の視点からなんですけれども、皆さんご存知のとおり、やまゆり保育所のほうを民営化を進めております。来年の4月からは民営化されますので、そういったところで、正保育士がわがぐり保育所へ移動することになると思いますので、現状のまま制度の導入ということではなく、保育士も増えての制度の導入という形になろうかと思います。

○小座野定信委員

職員の増員もあり得ると、こういうふうなご答弁かと思うんですけれども、やはりそうなれば当然、

国の補助、こども家庭庁、子育て家庭庁ですか、ができて、7兆円の予算ということも伺っておりますけれども、そういった職員に対する補助的なものというのは、国からの補助というものはあてになるのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

すみません、公立保育所なので、その辺については、ちょっと私のはっきりとはここで申し上げられないので、あまり補助はちょっと手薄いのかなと思います。ちょっとはっきり答えられないので、すみません。申し訳ございません。

○小座野定信委員

ちょっと国も、この制度をつくるのはいいですけども、一番肝腎要な、保育士さんに対することが一つもうたわれていないですよ。だから当然、各末端自治体に負担がかかってくるわけですけども、そういったことはどういうふうにお考えですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらの制度なんですけれども、保育ということで、今までは、保護者の労働、就労しているから保育が必要であるというところで、長い間現在まで来たわけなんですけれども、こちらの制度はそういった就労要件を問わないで預かりするというようなことでございますので、一つの大きな転換点ということなのかなと考えております。国のほうとしても、少子化対策を抜本的に強化したいということで、こども未来戦略のほうには、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国の人口減少を食い止めることができなくなるということも書いてありますので、そういった大きな危機感の表れからくる対策の一つかなと考えております。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

文教厚生委員会でも言いましたけれども、やっぱり急いで導入する必要はないと。こども誰でも通園制度というのは、やっぱりまだまだ問題が多過ぎると。特に国のほうの制度が決まっていない。それから、公定価格についても決まっていない。実際には自治体が、これまで児童福祉法第24条1項に位置づけられていた責任、それがなくなって、今度は国と直接スマホでやり合いしながら、この制度を利活用するということになってくると、非常に子どもの育ちなんかで問題が出てくるというおそれがあるというふうに思っております。これについては、もうちょっとまとめて、今度最終的な反対討論をしていきたいと思いますが、いずれにしてもこれは反対です。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。 [午後 2時27分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

次に、議案第68号のうち、保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちらまず、子育て支援課の部分でございますので、越渡課長から説明をいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。議案概要書11ページ、議案集48ページになります。

初めに、歳入になります。

一番上から13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金1万5000円の増。内容は子育て短期支援事業補助金として、保護者が病気理由により児童を養育することができない場合、児童を一時的に養育施設において養育する際の利用者負担金になります。

続いてその下、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金643万9000円の増。内容は子どものための教育・保育給付交付金として、保護者の勤務地などの都合により、他市町村の民間保育園に入所した場合に支払われる費用に対する補助金となり、国負担分625万7000円。

次に、子ども・子育て支援事業補助金、児童手当制度改正実施円滑化事業分として、国に適合したシステムへ移行するための児童手当給付業務システムの改修費に対する補助金18万2000円となります。

続いて、その下、3節子ども・子育て支援交付金4万2000円の増。内容は、先ほど分担金及び負担金で説明いたしました子育て短期支援事業の国負担分となります。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金312万8000円の増。内容は、子どものための教育・保育給付交付金として、保護者の勤務地などの都合により他市町村の民間保育園に入所した場合に支払われる費用に対する補助金で、県負担分となります。

続いて、すぐ下、2目民生費県補助金、4節児童福祉費負担金305万1000円の増。内容は民間保育所乳児等保育事業補助金として、1歳児保育を行う市内外の家庭的保育事業者に対して、非常勤保育士等の雇用に係る費用への補助金15万円となります。

次に、保育対策総合支援事業補助金として、保育士の業務負担の軽減と離職防止を図ることを目的に、保育補助者を雇用する市内保育園への補助金290万1000円となります。

最後になります。

5節子ども・子育て交付金4万2000円の増。先ほど国庫支出金で説明いたしました子育て短期支援事業の県負担分となります。

歳入については以上です。

続いて歳出になります。

議案集51ページ。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01子ども・子育て支援事業、0101家庭児童相談に要する経費15万円の増。内容は、子育て短期事業として、保護者が病気等の理由により児童養育する

ことができない場合に、児童を一時的に養育施設において養育する費用で、今後も利用が想定されることからの増額でございます。

同じく2目児童措置費、01児童措置事業、0102児童手当支給に要する経費、内容は国の標準仕様に適合するための児童手当給付業務システムの改修費用となりまして、予定になかった国の補助金が急遽交付されることになったものでございます。

続いて、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費1109万7000円の増。12節広域入所（民間）委託1027万2000円。内容は、保護者の勤務地などの都合により他市町村の民間認証した場合に、受入先の保育施設に対して支払う費用で、不足が見込まれるための増額でございます。

次に、18節保育対策総合支援事業費補助金82万5000円。内容は業務のＩＣＴ化を行うためのシステム導入の費用となります。

次に、0102認定こども園に要する経費、18節保育対策総合支援事業費補助金259万2000円の増。内容は、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育補助者の雇用に対する補助金及び業務のＩＣＴ化のためのシステム導入に対する補助金となります。

同じく0103家庭的保育に要する経費283万2000円の増、18節民間保育所乳児等保育事業補助金30万円。内容は、1歳児保育を行う保育事業者に対する保育士等の雇用に係る費用で、児童数の増によるものでございます。

同じく18節保育対策総合支援事業費補助金29万1000円。内容は保育園等において業務のＩＣＴ化のためのシステム導入費用に対する補助金となります。

最後になります。19節市外地域型保育給付費224万1000円。内容は、市の保育認定を受けた子どもが、市外の地域型保育事業を行う保育施設を利用した際に、当該施設に対して支払う費用で、不足が見込まれるための増額となります。

説明は以上です。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

それぞれの、広域入所とか、市外地域型保育給付費、これ当初の見込みよりも増えたということでしょうか。いわゆる今9月で、今になって分かるということだと思っんですが、どのくらい違っていたんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

令和7年度の予算編成の際に、9月時点の児童数の数値から推測したんですが、大幅に増となりまして、当初予算額では84人で見ていたのが、今回の補正で136人増という形になります。ちょっと当初予算を抑え過ぎてしまったかなという嫌いはあるのかなと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○佐藤文雄委員

あまりにも違い過ぎるね、これ。じゃ、その経年度で調べましたか。経年度で。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ちょっと暫時休憩で、すみません。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時42分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時43分]

説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

経年度での数値は把握してございましたが、令和7年度当初予算を作成するに当たりましては、かなり抑えて計上してしまって、結果的に今回の補正というようになってしまいましたので、何分ご理解のほどお願いいたします。

[「答えになってねえじゃねえかよ」と呼ぶ者あり]

○保健福祉部長（羽成英明君）

例年のベースでありますと、ある程度の数字、今回の補正を上げさせていただいた数字ぐらいになるかと思うんですけれども、積算時点で、どうしてもその現状の、昨年の9月時点の数字はそういったところございまして、それで積算させていただいたということで、結果こういった形になって申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

だから、ご理解はいいよ。数字を言えと言っているんだよ。もう経年度と言っているわけだから。やっぱり失敗は認めなきゃいけないわけだからね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、令和5年度、6年度の支出について申し上げます。

令和5年度は1785万5000円。

[「お金はいいよ、人数だよ」と呼ぶ者あり]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

人数は令和5年度は231人になります。令和6年度が128人。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○小座野定信委員

佐藤委員の質問に関連することかもしれませんが、やはり居住はかすみがうら市だと。でも土浦市に勤めている。言うなれば親の都合によって保育所が変わるということだけの地区外の保育に頼らざるを得ないのか。または自分が入りたい保育所が満席で、どうしても子どもを受け入れられないと。そういう都合で、他の市町村に子どもをお預けしているのか。どういった理由でそこまでの数字になってきたのか、ちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

私のほうでは、保護者の勤務地の都合ということで確認しております。

○小座野定信委員

じゃ、市内の保育所、まだ入る枠はあるということでよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

細かい数字までは申し上げられませんが、市内でもまだ余裕がございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

保育対策総合支援事業の補助金ということで、離職対策という話を先ほどされていましたがね。離職対策というのは、具体的にちょっと、1人当たりとか含めて、離職対策の具体的な中身をちょっと教えていただけますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらは保育士の負担軽減のために保育支援を行う人員の配置となります。具体的には、園内の清掃であったり、給食の配膳であったりという内容になります。内訳としては3人分と確認しております。時間的には、金額から見て3人分ということになりますと、時間的には短い部分もあるのかなと考えております。こちらで把握しているのは以上でございます。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。

議案集48ページをお願いいたします。

上から2段目、15款2項3目衛生費国庫補助金です。妊婦のための支援給付費補助金66万円です。法制化された妊婦のための支援給付費を支給するための自治体間での情報連携に係るシステムを改修するための補助です。補助率は3分の2です。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金2863万5000円です。接種費用1万5300円のうち8,300円を国から助成金として歳入されていたものです。当初予算を見積る際には、令和7年度の助成の実施について決定しておらず、決まり次第連絡するとあったため、予算を計上していたところ、この度、令和7年度は助成について実施しないと厚生労働省より連絡があったために減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案概要書13ページ、8番、9番、14ページ、10番。議案集52ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、法定予防接種に要する経費、予防接種委託2739万円です。こちらは、先ほど歳入でご説明いたしました国の助成金8,300円が廃止となることに伴い、減額するものです。

その下、妊婦のための支援給付に要する経費、電算システム改修委託99万円も、歳入でご説明いたしました、給付金を支払うための全国的なシステム改修の費用です。

最後、その下にありますウェルネスプラザ管理運営に要する経費、ウェルネスプラザ施設窓口業務委託86万9000円は、当初予算において今後不足する見込みがあることから増額するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

今課長からご説明があった、ウエルネスプラザの管理上に要する経費86万9000円の増なんですけれども、今後不足するという話があったんですけれども、こういった要因があるのかお伺いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

こちらは、人事配置の関係で人材が当初不足しておりまして、4月から8月まで、シルバー人材センターのほうに、当初土日夜間を委託するところ、昼間についても業務委託をさせていただきました。9月からは秘書人事課の予算を利用させていただいて、障害者枠で会計年度任用職員の雇用見込みが決まりましたので、それまでの不足分が今回増額ということになります。

○櫻井繁行委員

窓口業務はいろいろ役割があって、シルバー人材の方もお手伝いいただいていると認識しているんですけれども、その勤務体系が、こういった方たちが、先ほど会計年度任用職員の方も入られると話があったので、こういった形で、そのウエルネスプラザの窓口業務を行っているのか。こういった方が行っているのか。また、費用はというふうになっているのかとか、その辺捉えている資料があれば頂きたいなと思うんですが、いかがですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

まとめたものを後日提出でもよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

たしかこのウエルネスプラザも、今すごくDX化が進んでいて。予約であったりとか、会場の。そういったものがインターネットとか、そういった媒体を使つての予約状況になっていると思うんですけれども、そういったときに、シルバー人材の方々が窓口業務を行っていく中で、しっかりと熟知をして行うことが非常に大事だと思うんですけれども、そういったところの管理体制とか研修内容、また、トラブルなんかとか、その辺なんかを捉えていればお伺いしたいんですけれども。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

マニュアルを作成して、統一させていただいているところです。あとは、DX、ウェブでの受付については、なるべく、夜間は、シルバー人材センターの委託になりますので、日中、会計年度任用職員のほうで対応させていただいているところになります。

○櫻井繁行委員

今回補正ですけれども、今後毎年度しっかりと窓口業務を行っていくことになると思うので、トラブルない、特に夜間に関しては、シルバー人材の方1名での対応になると思いますから、そういったときに、何かアクシデントがあったときなんかの対処だったりとか、そういうことはないようにが一番いいんですけれども、そういったことをこれからも心がけて、しっかりと努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

委員のおっしゃるとおり、事故のないように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に進みます。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今回の介護長寿課の補正予算でございますが、令和6年の審議会、第4回定例会で採択されました加齢性難聴者の補助金等に対する公的補助請願に係る補正予算でございます。これまで一般質問等で検討するというような回答をさせていただいた内容についてでございますので、説明については、その際に説明することができませんでございましたので、どうも申し訳ございません。今回改めて補正に合わせて、その内容について説明をさせていただきます。

説明は介護長寿課、関課長から説明をいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

それでは、介護長寿課所管の令和7年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案集は50ページをお願いいたします。下段のほうになります。議案概要書は10ページでございます。それから、補足説明資料も提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

歳出になります。3款1項3目0101要援護高齢者対策に要する経費、18節高齢者補聴器等購入費補助金50万円でございます。

内容につきましては、加齢による聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対して、補聴器、または集音器の購入に対する補助を行うものでございます。申請及び購入の時点において65歳以上であることや、本市に住民登録を行っており、現に居住していること、また、聴力低下のため日常的な補聴器等の使用が必要と医師に認められていること、身体障害者手帳の交付を受けていないことなどが要件となっております。

対象となる補聴器等につきましては、管理医療機器として認定された補聴器、または集音器でございます。ただし、身体に装用できるものでございます。

補助は補聴器、集音器合わせて1人1回限りでございます。補助金額につきましては、補助限度額1万円でございます。購入費用の2分の1、または1万円のいずれか低い額でございます。

令和8年3月まで約50人を見込んでおります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

1万円というのは、これまで実施されているところで一番低いというふうに思うんですが、いかがですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

補助額につきましては、自治体独自での判断ということになりますので、県内で実施している市町村の金額などを参考にしたんですが、人口の多い市とかですと、2万円から3万円。それ以外の小さな市町村ですと1万円から2万円ということになってございまして、財政事情なども含めて協議をした結果でございます。

○佐藤文雄委員

だから、県内では一番低いんじゃないですかという質問なんですけれども。

○介護長寿課長（関 克明君）

委員おっしゃるように、県内では一番低い額となっております。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護長寿課、関課長から説明いたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

介護長寿課所管の令和7年度介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案集は70ページをお願いいたします。議案概要書は17ページ。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ725万6000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億1445万6000円にするものでございます。

続きまして、議案集76ページをお願いいたします。

上段になります。6款1項2目0101国庫支出金等返還に要する経費、22節国庫支出金等返還金725万6000円。内容につきましては、令和6年度に実施した介護給付費等事業及び地域支援事業におきまして、実績報告により交付額が確定し、令和6年度中に交付を受けた交付金が多いことから、差額の返還を行うものでございます。財源につきましては、同額を繰越金に計上し、補正を行うものでございます。返還先は社会保険診療報酬支払基金となっております。

また、今後におきまして、国や県の返還金がございますので、随時補正対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉部長から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課長、豊崎課長から説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

では、議案第69号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要書が15ページ、議案集56ページをご確認願います。56ページです。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ132万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ39億5382万円にするものです。

議案集62ページをご確認いただきます。

歳出予算の補正になりますが、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、賦課徴収に要する経費に計上するシステム改修委託132万円です。令和5年12月に国が策定した、こども未来戦略加速化プランより、子ども・子育て支援金制度が始まることとなりました。子ども・子育て支援金制度の財源については、社会全体で子育て世代を応援するため、令和8年度賦課分から、医療保険者ごとに広く保険料で負担を求める仕組みになります。このことにより、国民健康保険税においても、国の制度改正に伴う課税計算の改修が必要になることから、システム改修に伴う委託料を計上するものです。

財源につきましては、議案集61ページ、前に戻りまして、3款国庫支出金に計上する子ども・子育て支援事業費補助金を全額充ててございます。

説明は以上になります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは、いわゆる国の子ども・子育てのために財源を各保険料から、これは次の後期高齢も同じだと思うんですが、その中で保険料から徴収するという中身でしょうか。確認です。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これは、各個人、個人単価は決まっていますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

参考までに、国の試算によりますと、1人当たりの負担額としては、国民健康保険で月額400円程度になる見込みです。ただし、激変緩和として来年から令和10年まで段階的な配慮となっており、令和8年度の国民健康保険の負担額につきましては、月額250円程度と見込まれてございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○久松公生委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第70号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要集は16ページ、議案集63ページをご覧ください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ352万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ11億5752万円にするものです。

議案集69ページをご確認願います。

歳出予算の補正になりますが、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、後期高齢者医療徴収事務に要する経費に計上するシステム改修委託350万円です。

議案第69号 国民健康保険特別会計補正予算同様、子ども・子育て支援金制度の財源となる後期高齢者医療保険料の算定方法の変更に必要なシステム改修費を計上するものです。

財源につきましては、議案集68ページ、6款国庫支出金に計上する子ども・子育て支援事業費補助金

を全額を充ててございます。

説明は以上になります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは国保年金課に対する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

同じように、国保と同じように、この後期高齢では負担金は月額幾らですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

後期高齢者医療制度では、1人当たり月額350円が見込まれております。

国保同様、激変緩和として来年から次年度まで段階的な配慮となっておりまして、令和8年度の保険料は、1人当たり月額200円程度が見込まれてございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

会計事務局から特に補足説明等はございませんか。

○会計事務局長（加藤洋一君）

契約内容の補足説明はございませんけれども、工事の概要につきまして、工事担当課である地域コミュニティ課、松延課長より補足説明させていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料のほう、タブレットのほうをご覧くださいと思います。

1番、工事の概要につきまして、建物概要につきましてご覧いただきまして、その下、工事の内容についてご説明します。

1つ目、建築工事につきましては、天井の改修、これは既存の空調ダクトの撤去ですとか、LED照明の更新のために天井を外しますので、それに伴いまして、天井の部材の更新と天井の改修を行うものです。それと、もう一つ、屋外鉄骨階段の新設。これは室外機の点検用の階段を新設するものでございます。

工事内容の2つ目、電気設備工事。照明器具の改修につきましては、LED化をできていない箇所につきまして、LEDの照明に変更いたします。これに付随しまして、屋外キュービクルの改修も行います。

工事内容の3つ目、機械設備工事につきましては、空調設備の更新、室外機、室内機を更新をさせていただくものでございます。

その下の表になります。

ご覧いただきまして、ブロックごと、部屋ごとの室内機、室外機、照明の個数の表でございます。後ほど平面図でご説明をいたしますけれども、図書館本館の工事期間中に臨時図書館窓口の設置も考えておりまして、それらのことから、3つのブロックに工区を分けて、それぞれ工事期間を設けて、効率的に工事を行ってまいります。

表をご覧くださいまして、1ブロック、第1ブロックにつきましては、視聴覚室、一番大きい会議室となります。会議室1・2を含めた、建物の向かって右側の部屋になります。第1ブロックにつきましては、室内機が合計25機、室外機が5機、照明219個の更新となります。

ページをめくっていただきます。2ページになります。

2ブロックにつきましては、室内機が合計53機、室外機が合計14機、照明が385個の更新工事になります。

3ブロックにつきましては、室外機42機、室内機7機、照明104個の改修になります。

このうち、視聴覚室と図書館につきましては、視聴覚室は令和6年度に、図書館につきましては令和2年度に既にLED化照明の更新工事を行っておりますので、これを省くことになります。

さらに一番下、陶芸工作棟につきましても、室内機と室外機を3機ずつ入れ替えさせていただきます。

総合計、室内機は123機、室外機は29機、照明が708個の更新工事ということになります。

続きまして、ブロック分け平面図をご覧ください。別紙1でございます。

まず右下の黄色の枠、部屋で囲まれているところでございますが、こちらが第1ブロックということで。

〔「色が全然見えない」と呼ぶ者あり〕

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ちょっとごめんなさい。色が薄いようでございますが、黄色の右下、黄色の部分。

〔「全く出ていませんです」と呼ぶ者あり〕

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

第1ブロック、令和7年の11月から令和8年の2月までの4か月の工期でございます。このうち、会議室1、会議室2を臨時的図書館窓口として後に活用することに……。申し訳ございません。説明の途中ですけれども、タブレットでどうも色が出ていないようですので、紙ベースで配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○久松公生委員長

お願いします。

暫時休憩します。 [午後 3時17分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時18分]

説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

申し訳ございません。

右下ご覧いただきまして、黄色の部屋ですけれども、第1ブロックとなります。令和7年11月から令和8年の2月までの4か月の工期でございます。このうち、会議室1、会議室2を後に臨時図書館の窓口として活用いたしますので、この第1ブロックに関しましては、先行して工事を開始する形になります。

次に、青色の部屋ブロックになります。第2ブロックとなります。こちらは準先行ということで、工期を令和7年の11月から令和8年8月まで、10か月間を予定してございます。

最後に、図書館を含む左側半分、赤のブロック、第3ブロックになります。

令和8年の4月から令和8年の8月まで5か月間の工期を予定してございます。こういった形でブロック分けをさせていただいた上で、別紙2の想定スケジュールのほうをご覧いただきます。

この度の議会定例会におきまして議決をいただいた後に、本契約を締結させていただいて、工事を進めさせていただきたいと思っております。工期は360日間。工事に入る準備期間としまして、10月いっぱいをめどに準備工ということで進めさせていただき、第1ブロックにつきましては、先ほどご説明したとおり11月から来年の2月まで。第2ブロックにつきましては、11月から令和8年8月まで。第3ブロックにつきましては、令和8年の4月から令和8年の8月までという形で進めさせていただきます。このように工期を設定させていただいておりますので、図書館を除く本館の休館につきましては、一番上になりますけれども、令和7年の11月1日から令和8年の9月30日までを休館という形で考えてございます。

真ん中よりも若干下の竣工検査の部分をご覧させていただきたいと思っております。

第1ブロックのほう、先ほどご覧いただきました黄色のブロックになりますけれども、こちらのブロックが終了した時点で、第1ブロックの部分検査を行います。検査が完了した際には、6番の図書館の臨時図書館の窓口準備のところをご覧いただきます。部分検査が完了後、臨時図書館の窓口の準備をおよそ2週間から3週間かけて図書の移動と、先ほど第1会議室、第2会議室のほうに図書の移動とそれからシステムの移動、そういったものを行いまして、臨時図書館の窓口のほうを令和8年の4月から開設させていただきたいと考えてございます。

工事の期間は令和8年の8月までで、1か月間の資料調製とか完了検査を経て、本館及び本館の図書館に関しましては、令和8年の10月からの再開という形で考えてございます。

想定スケジュールの脚注の部分をご覧させていただきたいと思っております。

3つございまして、1つ目は、令和7年8月末現在における想定スケジュールということでございます。この後、本契約後に、工事施工業者のほうと執行計画のほうを綿密に打合せてまいりたいと考えてございます。あくまでも現在の想定スケジュールということでございます。

2つ目、陶芸工作棟、本館の東側の、これは別棟になりますけれども、陶芸工作棟につきましては、工作棟の工事期間およそ30日程度見込んでおりますが、この工事期間中を除き、利用可能とする予定でございます。

さらに3つ目、屋外のコミュニティ広場、芝生広場になりますけれども、コミュニティ広場は工事期間を通じて利用可能とする予定で調整してまいりたいと思います。

説明は以上になります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

建物の改修、整備や内容がよく理解できましたけれども、これちょっと話逸れるかも分からないけれども、ここの駐車場がすごく使いづらいんですね。利用人数をどれぐらいまで予定しているか分からないけれども、利用者全員が使う、想定する利用者が1人1台ずつ車乗ってきたとしても、ちょっと車停めるところが足りないと思うんですよ。この今配られた地図で見ると、この一番下のところですね、この車寄せ、ここの前のこの緑地帯、これが何か逆にならないほうがいいかなと思うんですよ。これがなければ、正面にある芝生のグラウンドが全面見えるということになるので、そういったこともちょっと考えることができないかな。どうでしょう。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

本工事の内容には今回入ってございませんけれども、今後、長寿命化の計画の策定を経まして、様々なことを、今ご指摘いただいたことも含めまして、検討してまいりたいと考えてございます。

○小座野定信委員

検討ね、考えるということですね。今のところ何の考えもないというご返事かなと思いますけれども、いかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおりでございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○矢口龍人委員

本当にこの大型公共施設、これを改修するのが大変なことですが、よくこれだけ計画をつくっていただきありがとうございます。

それでちょっと二、三点聞きたいのは、この外壁に関してはタイル貼りになっているし、ただ、コーキングとかそういう関係も傷んでいるから、やり直すのかなと思うんですが、その辺のところと、内装は全部貼り替えしてリニューアルするということなのか。説明いただけますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今回の工事は、あくまで空調設備と照明のLED化の工事が中心でございます。外壁、それからご指摘の内装、そういったことに関しましては、先ほど申し上げたように、長寿命化計画の中で、今後順次整備をしていくということでございます。

○矢口龍人委員

ごめんなさい。ちょっと聞いていなかったの、聞き損じました。すみません、分かりました。

それと、このエアコンに関してなんですけれども、これはマルチ方式じゃなくて、今度は屋外機と中の機械をセットにして、小さい方式というのかな、リアルじゃなくてマルチじゃなくて、そういう1部屋1台方式にしたということよろしいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

ビルマルチエアコンではございます。1台の室外機に対しまして、何台か室内機がスイッチを切る、入ることができる形で、ビルマルチではありますけれども、なるべく個別に対応できるような形で、今回は整備をしていくという内容でございます。

○矢口龍人委員

あともう一点、最後なんですけれども、これ、今後の利用計画は、今の時点ではまだできていないんですか。今後のこの利活用に関しまして、お願いします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

現在のところ、その利用計画で、決定している内容はございません。

○矢口龍人委員

じゃ、図書館だけなんだ。再利用するというのは、ほかは全く利用計画なしということによろしいですか。また、どういう考えでいるのか、今後の展開は。お願いします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

委員おっしゃるのはごもっともでございます。利活用に関しましては、今現在事務レベルでどういった利活用が想定されるのかというところから、今組み立てていっているところでございます。この場で公表できるような内容ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○矢口龍人委員

そうすると、いつ頃までにその計画ができるのか、示していただけますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

申し訳ございません。今のところ未定でございます。

○設楽健夫委員

2つほど質問しますけれども、これ図書館の蔵書、図書館の円形のところの上に書架とかいろいろありますけれども、この蔵書関係は、この臨時図書館というふうな形で黄色い部分がありますけれども、どういうふうになりますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

臨時図書館の窓口は、この図面の平面図のほうでご覧いただきますと、会議室1、会議室2の部分を利用いたします。面積的に限りがございますので、図書館のほうとしては、蔵書のうちのよく読まれる本、およそ約4,500冊ほどというふうに聞いてございます、4,500冊ほどを臨時図書館のほうに移動させて、閲覧できるようにするというふうなことを伺っております。

○設楽健夫委員

ということは、一部は図書館整理室とか、書架部屋があると思いますけれども、そこに蔵書は分散管理していくという考え方でよろしいんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

残りの4,500冊以外の図書につきましては、本館のほうで養生しまして、管理させていただくということでございます。お見込みのとおりでございます。

○設楽健夫委員

あともう一つ、先ほど全体としては今までの利用形態を踏襲していくという考え方というふうに受けましたけれども、今後教育長室とか教育委員会事務室、研修室という図書館の北側の部分、この点につ

いては、活用法を今後検討していくということですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり検討してまいります。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○塚本直樹委員

すみません、一点だけ確認なんですけど、この臨時図書館のほうが開設になると、このブロックが、そうすると、もう工事が終わっている形になると思うんですが、そのほかの、例えばこの会議室3、4、5とあるんですけれども、この辺は、あくまでもこのブロックは臨時図書館だけを使うということになりまして、会議室等は使えないというような認識でよろしいでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

この図面のほうで、例えば会議室1、2が臨時図書館の窓口というふうにご説明申し上げましたが、そのほかに会議室3、4、この辺りを学生等の学習室として開放するというお話は、図書館側のほうから確認してございます。それ以外の部屋につきましては、工事の関係の、そういったスケジューリングのところもちょっとございまして、休館という形になってございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○小座野定信委員

今回この計画の中で、お風呂の部分は手をつけないようですけども、この使わなくなったお風呂の部分はどのような利用になるんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

度々ご指摘いただいているとおりでございます。こちらの浴室施設のスペースに関しましても、何らかの利活用を考えていかなければならないというふうに考えております。

○小座野定信委員

今のところ何も計画はないわけですね。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

申し訳ございません。ご指摘のとおりでございます。

○小座野定信委員

せっかくだから、これだけ大規模工事やるんだから、やはり使わなくなったら使わなくなったように、ここで再利用……。

〔「まだ長寿命化やるんだって」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員

あ、そうか。そのときに考えるということでございますね。分かりました。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○佐藤文雄委員

会計課の報告はないのか。これ今、これの話だけだったよね。議案は第79号だよ。会計課のほうからの報告が全然ないじゃないか。

○会計事務局長（加藤洋一君）

契約の内容につきましては、全員協議会で資料を提出をさせていただいておりまして、委員会の中では特に資料は提出してございませんので、補足説明はなしということでございます。

○佐藤文雄委員

ざっくばらんに、当初は、この空調とLED化、そのものについての最初の当初の予算はどのぐらいでしたか。まず一つ。分かりますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

予定価格に関しましては4億900万円でございます。

○佐藤文雄委員

いや、一般会計の当初予算の金額は幾らでしたかという話よ。今はあれでしょう、予定価格の話でしょう。予定価格は税抜きじゃなくて税込みの金額じゃないのか。だから、当初の予算はこの幾らだったのかという話。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

失礼いたしました。当初の予算ベースですが、5億344万8000円でございます。

○佐藤文雄委員

それで、今回の契約金額は、これ税抜で3億5900万円で落札というふうになっていますよね。予定価格が3億5990万円、90万円安くなったと。99.74%。ちょっとお尋ねしますけれども、これ何で1者対応だったんでしょうか。

○会計課長（齋藤英憲君）

齋藤でございます。内容について説明をさせていただきます。

昨今の円安などによる社会情勢と、あとは物価高騰の影響を強く受けているものと推察をしております。また、現場労働人口の不足などにより、工事費が高くなる傾向でございます。特に空調や電気設備工事におきましては、専門性が高く、対応可能な業者が限られております。それらのことから、工事案件の受注競争が以前ほど激しくないため、無理な価格競争を避ける傾向にあるように推察をしております。

○佐藤文雄委員

これ公告を知って、これは条件付き一般競争入札だと思うけれども、条件はあったんですか。どういう条件ですか。

○会計課長（齋藤英憲君）

県内に本店を置きます建築一式工事の総合評定値が900点以上の業者が対象となっております。

○佐藤文雄委員

いろんなところで、限定をしないでオープンにしたほうがよかったんじゃないかなと思うんですよね。そうしないと、1者、いろんな理由ルールを言っていました、1者だとこれ99.74%ですから、そういう意味では、条件を大幅に緩和するという方法をやればよかったんじゃないかと思いますが、そこまでは考えていなかった。どうですか。

○会計課長（齋藤英憲君）

それまでの思慮には至りませんでした。本店縛り、900点縛りの中で、対応可能な業者が30者以上ございましたので、その中で入札公告をさせていただいた状況でございます。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。 [午後 3時42分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時51分]

次に、議案第68号のうち、教育委員会の所管に係わる部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明はございませんか。

○教育部長（仲澤 勤君）

学校教育課、斎藤課長からご説明いたします。

○久松公生委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、一般会計補正予算（第4号）のうち、学校教育課所管の予算について説明いたします。

議案概要書は14ページ、議案集は54ページをお開き願います。

9款教育費、1項教育総務費、3目一般管理費、01教育総務事業、0103学区審議会設置に要する経費27万円です。

児童・生徒数の減少によりまして、学校の適正規模の維持が困難となる学校があることから、今後の学校適正規模などについて検討を進め、その内容について諮問し、答申をいただきたいことから、学区審議会を開催するため、委員の報酬を計上するものとなります。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

その学区はどこですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今現在、まず適正規模の学級数、適正規模につきましては、学級数を目安としておりますが、小学校

で12学級以上、中学校で9学級以上としております。この学級規模以下の学校につきましては、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校。霞ヶ浦中学校、あとは統合して間もないですが、千代田義務教育学校もそういった観点からは、適正規模以下という学校となります。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第68号のうち、消防本部に係る部分を議題といたします。

消防本部から補足説明等はございませんか。

○消防長（町島 修君）

一般会計補正予算のうち、消防本部に係る部分につきまして、消防総務課長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

それでは、説明いたします。

議案集は53ページをお開きください。議案概要書はタブレット表示されていますように、14ページとなります。15番目、16番目の項目でございます。

消防本部におきましては、補正予算の項目が2点ございます。

1点目は53ページ一番下の8款1項1目常備消防に要する経費として150万円を増額するものです。こちらにつきましては、ページめくりまして54ページ一番上にございますように、消耗品費の増額となります。このほど実施しました令和7年10月採用の職員採用試験におきまして、10月1日付の消防吏員の4人の採用が内定しましたので、その職員に貸与する制服や作業服等の被服の費用の補正をお願いするものでございます。

2点目は、同じく2目非常備消防費の消防団運営に要する経費のうち、消防団ポンプ自動車1台分の備品購入費2396万4000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、当初予算では2台分の予算を措置いただき、さきの第2回定例会において、1台分の購入に関する契約の締結について議決をいただきましたが、ポンプを搭載する車両の保安基準が改正されることにより、年度内に2台を調達することが困難となったため、1台分の予算の減額をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これは、消防団運営に要する経費のところ。消防団のポンプ自動車の整備ということで、当初2台だったのが1台整備で、もう1台は繰越という形になると思うんですけども、当初の計画、この令和7年度ですか、こういったところに整備計画があってという、その辺の概要教えていただけますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

当初予算の2台分としましては、第2分団の2部、中志筑、下志筑、高倉、栗田の分団になります。そちらと、第4分団3部、上稲吉の分団の車両の更新を予定しておりました。そのうち、今回更新の対象としたのが、4分団3部、上稲吉の車両になります。なぜそちらを選びましたかと言いますと、今回先に購入した1台分は防衛省の補助事業を受けておりまして、霞ヶ浦駐屯地から近いほうの車両を更新するようという防衛省からの指示がありましたので、そちらを対象としまして、2分団2部の車両につきましては、先送りをさせていただくことに至ったものでございます。

○櫻井繁行委員

令和7年度として4の3を整備すると。2の2については、令和8年度以降ということになると思うんですけども、それ以降というのはいつ整備になってくるんですか、この繰り越した分については。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

消防団の車両につきましては、耐用年数おおむね20年と見まして、この年数を超えた順に毎年度2台ずつの更新を基本としております。常備消防の車両の更新時期との兼ね合いも考慮しながら対応していく計画となりますが、今回の補正で先送りとなる2分団2部の1台分につきましては、来年度の事業計画の中で対応していく予定としております。もともと計画している来年度2台分と合わせて3台の購入とするかどうかは、来年度予算編成における財政部門との調整もありますが、今回見送りとなった理由にもありますように、希望する台数分の調達は可能かどうか、業界の動向も把握しながら対応していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

これ納期が遅れちゃう要因というのは、やっぱりメーカーが限られているということが最大の要因なんですかね。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

今回遅れる要因というのは、車両側の問題がありまして、保安基準が改正されるということで、2025年12月以降に登録されるトラックといったものは、自動ブレーキが標準装備になるようです。なので、今年11月一杯に納車できるものということがまず優先になって、1台を選びました。補助の関係で1台は買うしかなかったんで、旧基準のまま購入して、新基準に対応したものを来年度以降計画していくというようなことで考え、新基準で年度内に納車可能かどうか業界の動向でまだ読めないところもあるので、繰越明許でなく先送りをさせていただくということでございます。

○櫻井繁行委員

安全基準なんかの規格も変わっているということだと思うんですけども、そうは言ってもなかなか、10分団までである中で、消防車両なんかも、だんだん年数が20年以上になっている部も多くなっていると思うんですよね。

今回のこの先送りというのは、致し方ないところもあると思うんですが、2の2になるのかな、今後の車両の整備計画というか、そういったものを、もちろん消防本部としても捉えていると思うので、最新のものというか、そういったものを資料としてお示しいただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

今持っている計画としましては、令和5年度から2台ずつ更新していくということで、予定では令和15年、16年度あたりには、20年サイクルでの更新が一段落するような計画で進めているところでございます。資料がありますので、後ほど提供させていただきます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第68号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

環境防災課、服部課長からの説明とさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いします。

○環境防災課長（服部光浩君）

環境防災課長の服部です。よろしくお願いいたします。

議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、環境防災課所管分についてご説明させていただきます。

議案集43ページをご覧くださいと思います。

第2表になります。債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項名が防犯灯LED照明器具賃貸借事業、期間が令和7年度から令和18年度まで、限度額が2億4288万円となります。

今般の補正につきましては、平成27年度にLED化事業で設置しました防犯灯LEDを市が一斉更新し、再度、器具を10年間の賃貸借により対応することから、債務負担行為の設定が必要となるものでございます。

続きまして、議案集54ページをお願いいたします。

議案概要書につきましては、14ページとなります。

8款1項3目02防災・災害対策事業、0201災害対策に要する経費1250万9000円でございます。12節委託料、全国瞬時警報システム受信設備更新業務委託1155万円につきましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信設備の老朽化及びサポート体制の終了等に伴い、新型受信設備への更新に係る費用を計上するものでございます。

なお、当更新に要する経費につきましては、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。

次に、18節負担金、補助及び交付金の被災者生活再建支援システム共同整備更新事業負担金95万9000円につきましては、茨城県が実施いたします同事業について、当該事業に要する経費の一部を各市町村が負担するものでございます。

なお、当システムの更新に要する経費につきましては、充当率100%、交付税措置70%の同じく緊急防災・減災事業債を活用いたします。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

緊急という、いわゆるJアラートだと思うんですけども、Jアラートは国のほうで進めているやつ

ですね。それで、これ詳細のほうが何か交付税措置を100%で、起債が70%という話をしましたが、ちょっとそれ確認したいんですけれども、これ全部国で負担すべきじゃないかなと思うんですが、それはどうですか。

○環境防災課長（服部光浩君）

佐藤委員のおっしゃるとおり、全国瞬時システム、Jアラートにつきましては、国から住民まで瞬時に伝えるシステムになってございます。

今お話があったとおりでございますが、財源としましては緊防債のほうを活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

いや、国のシステムだから、これ国が負担すべきじゃないかなと思っているんで質問したんですよ。これ地方債を起こすということは、これ借金ですよ。これは何、幾らですか、7割交付税措置される。つまり3割は借金ということになりますよね、具体的には負担になるという。いかがですか。

○環境防災課長（服部光浩君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

総務企画部からの補足説明は、本件についてはございません。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

117ページに新旧対照表があるんですけれども、ちょっとよく分からないのでちょっと教えていただけますか、簡単に。

○情報広報課長（田中英昭君）

新旧対照表につきまして、簡単にご説明させていただきます。

こちらは本市におけるシステムの標準化、施行日が10月20日となっておるのに伴いまして、今までの条例の別表1、別表2、別表3、これについて内容を改めて見直しまして、加除したものが新旧対照表になっておるものでございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

そのポイントだけちょっと教えてくれるか、ポイント。

○情報広報課長（田中英昭君）

主なポイントとしましては、各行政手続において番号法などの上位法、それから省令において個人番号の利用について定めがないものについては別表に入れまして、上位法で定めがあるものについては別表から削除したものでございます。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにごございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に移ります。

議案第67号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はありませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

補足説明がございますので、秘書人事課長のほうから説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○秘書人事課長（神野 厚君）

それでは、議案第67号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案集34ページをお開きいただきたいと思います。また、議案概要書につきましては7ページと8ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正に伴い、育児と仕事を両立する職員をより支援できるよう所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は2つございます。

1つ目は、職員本人やその配偶者が妊娠・出産した場合や、3歳未満の子どもを療育している職員に対しまして育児と仕事の両立を支援する制度に関する情報の提供や制度利用の意向確認を行うことを新たに定めるものでございます。

2つ目は、部分休業制度の拡充でございます。これまで1日につき2時間以内の範囲で取得できる部

分休業に加えまして、新たに年間10日以内の範囲で取得することができる第2号部分休業を設けまして、部分休業制度を拡充し、より柔軟に取得できるようにするものでございます。

この条例の施行日でございますが、令和7年10月1日とするものでございます。あわせまして、施行日前から両立支援に関する情報提供や利用制度の意向確認といった準備行為を行えるようにするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書人事課に対する質疑等がございましたら。

○小座野定信委員

1回につき2時間以内、年間10日間以内という文言がありますけれども、これ子育て支援に関連する条例文かなと思いますけれども、これで1回につき2時間、年間10日、本当に子どもさんが病院に行く、2時間で終わらないと思うんですよ。そのほか年次休暇を使えばいいと思うんですけども、すごくこれ使いづらい条例かなと思います。

であれば、本当に子育て支援というものを前に置いて考えるとすれば、もうちょっと1日つき4時間以内、例えば4時間といたら半日だね、午前中4時間、午後4時間とか。1日つき4時間で、年間10日というのはあまりにも少な過ぎると思う。どうですか。

○秘書人事課長（神野 厚君）

今回の改正につきましては、国家公務員と同様の形での改正になっておりますので、委員ご指摘のとおり、時間的な面では足りない部分もあるかもしれませんが、必要に応じて対応できるよう、これまで部分休業として1日2時間を取れるもののほかに、今回新たに年間10日以内の取得ができる制度を加えるもので、拡充を目的とした改正となっております。

○小座野定信委員

今のところのその拡充という言葉が出ましたけれども、だからその基本となるものがあったわけですね。それに今度プラスアルファで2時間以内、年間10日という枠が新たにできたと。じゃ、重ねて使うことも可能ということですか。ちょっと具体的な例をお示しいただければ。

○秘書人事課長（神野 厚君）

お答えいたします。

利用に関しましては、基本的に10月1日の施行日から翌年3月31日までの間につきましては、先ほどご説明した年間10日以内というものを5日とし、これまでの制度と併用できる形での運用を予定しております。来年度以降につきましては、いずれか一方の制度を選択していただくという形になる予定です。

以上です。

○小座野定信委員

同じような勤務時間を使用したり、子育てに使えるという枠が2つできるということですか。じゃ、今年度に限って、来年の3月31日までは、この2つの制度を併せて使うことができるということですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員

だから、その併せて使った場合、最高で何日間で最高で何時間使えるかということをお示しいただきたい。

○秘書人事課長（神野 厚君）

第1号部分休業という制度で毎日2時間取得できるものについては、事前に計画書を対象職員から提出していただきまして、それを任命権者が承認するというものとなっております。

あともう一つにつきましては、先ほどご説明いたしました施行日から翌年3月31日までにしましては、今年度は5日まで取得できるというものでございます。

○小座野定信委員

じゃ、来年4月1日からこの2つの制度が一本になって、もうちょっと枠も大きくなるというふうな考え方でよろしいですか。

○秘書人事課長（神野 厚君）

お答えいたします。

来年度4月以降につきましては、部分休業の1日最大2時間のものか、もしくは先ほど年間10日以内という制度をどちらか選択をしていただくということになります。

○小座野定信委員

あやふやだよな。どっちが有利か、どっちが損か得かというところになるかと思うんですけども、もうちょっと単純な誰もが使いやすい条例がいいかなと思うんです。これ国の指導でこういうふうなことになるわけでしょうか。

○秘書人事課長（神野 厚君）

委員おっしゃるとおりに、国の制度に、準じたものの改正となっております。

○小座野定信委員

やっぱりこども家庭庁、三原大臣がおつくりになった案件なわけですね。

○秘書人事課長（神野 厚君）

国の動向に合わせて改正してまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○佐藤文雄委員

丸ポチで非常勤職員の部分休業に係る取得要件の緩和と書いていますが、これ、準ずるという意味で、いわゆる非常勤職員というのは、会計年度職員は該当しないということですか。ちょっと教えてください。

○久松公生委員長

答弁できますか。

○秘書人事課長（神野 厚君）

お答えいたします。

これまでの常勤職員につきましては、改正前から小学校の就学前の始期に達する子までを養育することが対象の子になっておりましたが、非常勤職員に関しましては、改正後対象年齢を引き上げまして常勤職員と同様に小学校就学の始期に達する子となるものでございます。

○佐藤文雄委員

いや、会計年度任用職員、非常勤職員というのをちょっとと、会計年度任用職員は違うよね。それでちょっと分けを教えてください。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時20分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時21分]

○秘書人事課長（神野 厚君）

大変申し訳ございません。会計年度任用職員も含んだ形の非常勤職員ということになります。

○佐藤文雄委員

会計年度職員も入るということですか。

[「はい、そのとおりでございます」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

それが非常勤になっているわけ。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○秘書人事課長（神野 厚君）

会計年度任用職員につきましては、短時間勤務の方もいますし、フルタイム勤務の方もいらっしゃいますが、そうした方も含めたうえでの非常勤という表記となっております。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次です。

議案第68号のうち、総務企画部分の所管に関わる部分を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

まず、秘書人事課の部分ですけれども、補足説明をさせていただきますので、担当課長からご説明させていただきます。

○秘書人事課長（神野 厚君）

それでは、議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、本課所管の部分につきましてご説明させていただきます。

初めに、お手元の議案集55ページをご覧いただきたいと思います。

給与費明細の中段にございます2の一般職、（1）総括の比較の欄をご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、4月の人事異動などに伴いまして、職員等人件費としまして給料4627万

8000円、職員手当2939万9000円、共済費1316万8000円をそれぞれ増額し、総額8884万5000円を増額補正するものでございます。

次に、その内訳について予算の計上科目ごとにご説明いたしますので、議案集50ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款議会費で77万9000円、次に2款総務費で62万2000円でございます。

続きまして、議案集51ページをご覧くださいと思います。

ページ中段よりやや下でございます3款2項5目児童館費で243万4000円、3款3項1目生活保護総務費で673万9000円、合わせまして3款民生費は917万3000円でございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと思います。

5款農林水産業費で1350万2000円、次に6款商工費で4538万1000円でございます。

続きまして、53ページをご覧くださいと思います。

ページ中段でございます7款1項1目土木総務費で139万8000円、7款4項1目都市計画総務費で1474万8000円、合わせまして7款土木費は1614万6000円でございます。

最後に、54ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中段の9款1項2目事務局費で56万5000円、9款4項3目図書館費で6万円、同款4項文化振興費で261万7000円、合わせまして9款教育費は324万2000円でございます。

次に、ちょっとお戻りいただき、議案集50ページをお開きください。あわせまして、議案概要書13ページのナンバー1をご覧くださいと思います。

議案集50ページの2段目になります。2款1項1目一般管理費につきましては、職員採用試験の実施に係る委託経費としまして33万4000円を増額補正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書人事課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

それでは、議案第68号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、本課所管の部分につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入につきましてご説明をさせていただきます。

お手元議案集44ページをお開きください。また、議案概要書につきましては9ページをご覧くださいと思います。

まず、議案集ですけれども、第3表地方債補正でございます。

今回の補正で追加となりますのは、Jアラートの更新業務委託の財源として全国瞬時警報システム受信設備更新事業債1150万円、被災者生活再建支援システム更新事業債90万円を計上するものでございます。

また、変更といたしまして当初2台更新を予定していた消防団ポンプ自動車のうち1台を次年度に送

ることになったことから、消防車両整備事業債を2590万円減額し、910万円とするものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

議案集50ページをお開きください。議案概要書につきましては、13ページのナンバー2をご覧くださいと思います。

議案集50ページの上から2段目にございます2款1項5目財産管理費の基金運用益等の積立に要する経費につきましては、ふるさと応援寄附金の伸びが見込まれるということから、歳入と同額の8000万円を地域づくり基金積立金として計上するものでございます。

説明につきましては以上です。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

経営企画課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって議案第68号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

[午後 4時30分]

○久松公生委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 4時31分]

次に、議案第80号 財産の貸付けについてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案につきましては、補足説明がございますので、樽見企画監のほうから説明させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

議案第80号 財産の貸付けについて補足説明をいたします。

議案集は114ページ、議案概要書26ページをご覧くださいと思います。

補足説明ですが、全員協議会及び昨日の本会議で指摘のあった点について説明いたします。

まず、全員協議会でありました文部科学省からの認可後に貸付け議案を提出できないかの質問ですが、

自己所有以外の校舎の場合、20年以上にわたり使用できる保証が許可の条件となります。このため、認可を受けるためには、まず20年以上の貸付けを受けた上で、その証明を添付して認可申請を行う必要がございます。

次に、昨日の本会議で指摘のありました点となります。

教員の国家資格の義務化への対応ですが、400時間程度の養成講座を受講することが資格取得の条件となりますので、養成講座を受講し、資格を2029年3月末までに計画的に取得していく方針で進めているとしています。

次に、姉妹校の常南国際学院の学生の不適切な行為についてですが、学生がSNS上にいたずら動画を投稿した事案で、当該生徒につきましては既に退学処分とし、帰国させていると聞いております。仮に霞ヶ浦学院においてそのような事案が発生した場合は、同じように厳しい処分に対応する方針と聞いております。

次に、地域に外国人が増える不安についてですが、令和7年9月1日現在、1,984人の外国人が市内に居住しており、今後も増えていくことが想定されております。生産年齢人口を中心とした人口減少社会の中で日本語の教育学校で適切な教育を受けた外国人人材を受けていくことは、地域の活力を推進していく上で不可欠であると考えております。

最後に、令和7年8月29日に提出された要望書ですが、内容は2回目の説明会の開催についてのお願いです。今後、地域の方の不安がないよう説明会の開催については事業者と協議してまいります。

補足説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、経営企画課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

地元からの説明会の要望については、これいつやる予定なんですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

前回の説明会から進展ございませんので、貸付けした後、日本語学校の概要が見えてきた時点で説明をするとか、そちらは事業者と協議をしてまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

私らがもらったのは8月29日の要望書、皆さんに配っていただけますか。

○久松公生委員長

配付をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 4時35分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時38分]

今、要望書等が提出されました。

この件について。

○佐藤文雄委員

これをご覧いただいたかなと思うんですが、まだまだ説明不足だということを言っていると思うんですね。ですから、霞ヶ浦学院ができてからやりますというのは逆なんじゃないかな。まだ議会のほうも、もうちょっと徹底的に審議しようという提案があつて、否決はされましたけれども、そういう意味ではまだまだ不安があるんで、このことについては早急にやるべきだというふうに思いますが、いかが

ですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

その点につきましては、第1回目の説明会、令和7年3月23日に実施しまして、24名の方が参加しております。報告書としましては、おおむね最後拍手をいただきまして、その会議自体は賛成ということで報告を受けておりますが、今回こちらの提出もございましたので、そちらについては事業者と相談してまいりたいと考えております。

また、今回事業の内容、プロポーザルの内容なんですけれども、今回の議会で議決をいただかない、もし流れるようですと、プロポーザルの内容どおりには進まないという事情もございますので、こちらの議案のほうは今回の議会のほうで取り扱っていただければという考えでおります。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

つまり、議案が通ってから第2回目の説明会を考えるということですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

この後、貸付けがなされますと、日本語学校の開校に向けまして校舎の建て替えというか修繕等もありますので、そういう事情を地域の人に見てもらうのも必要と思いますので、そういう内容に進展があった時点で開いていただくのがよろしいかと考えております。

○佐藤文雄委員

この文章の中に時間も2時間を超え、午後9時を過ぎていたので、事務局が閉会としましたと。最後に、事務局から皆さん、ご納得いただきましたでしょうかとありましたと。参加者は何秒か空白になりました。参加者からは、説明の話を聞いただけ、納得はしていないでしょうかとありましたというふうについて、次は説明会が開かれるだろう、まだやったら来るしかあんめえとか、住民が閉会時に口々にしていたというふうに非常に心配なさっているんですね。

ですから、これは、この議案が通るとということが前提になると思いますが、通った後でもすぐやったほうがいいんじゃないですか。いかがですか。

○副市長（飯塚一政君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもってこういったご要望が出ているということを早急にお伝えしなければならないと思っていますし、先ほど担当のほうから説明したとおり、この議案が通った暁には早々に説明の機会を設けるよう事業者と調整をしてまいりたいと考えております。

○小座野定信委員

今この要望書を見まして、簡単に言うと説明会1回、2時間強の説明会で参加した30名以上の方の同意が得られていない。地域が1つになっていないにもかかわらず、議案として無理やり、無理やりという言葉はちょっと言い過ぎかもしれませんが、議案として出してきた。これ時期尚早じゃないかなと思うんですよ。やはり、地域住民にしっかりと事業内容をここに書いてある説明不足のことをちゃんと理解していただいて、それから議案にしないと、やはり議会としてもこれ賛成した人の責任残りますよ。

まして、これを読みますと資本金100万円で7000万円もの借入れを起こすと、そういう銀行ありますか。資本金100万円の会社に7000万円も貸してくれるような銀行はありますか。そういう裏づけを取っていますか、市役所のほうで、役所のほうで。

あともう一つ、この謄本のほうを前回見せてもらっていますけれども、この登記場所がどこだっけ、かすみがうら市深谷61番地の33で、もう一個が深谷の61番地の74と2筆に分かれているんですけれども、

これ事務所はあるんですか。これ調べてみると、シマムラ工業という会社の敷地なんですね、事務所なんですよ。ここの土地所有者の名前がこの定款のほうに入っていないんですよ。だから、この事務所が本当にあるのか、またはペーパーカンパニーなのか。何でこの土地所有者とこの霞ヶ浦学院株式会社の関係はどういうものなのか、そういったことも説明してくださいよ。

市の財産を年間70万円という最格安値で貸すというそのメリットどこにありますか、市で。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

それでは、まず金融機関の貸付け7000万円の件について、私のほうからちょっと報告させていただきます。

金融機関については、申請手続を進めており、見込みが立っているということで、実際には政府系金融機関というんですか、そちら日本政策金融公庫みたいなところから3000万円の申請をしていると。そういう場合、地方の銀行からも同等の金額を借りることになりますので、それで見込みが立っているということでお話は伺っております。

○久松公生委員長

その他にも答弁いただけますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

あと、その他のご質問でございますけれども、深谷地内のその事務所のほうにそもそもペーパーカンパニーにではないかというようなことだというふうにご質問があったと思います。確かに、そこに違う会社がございます、そこに事務局長等も詰めておられるようですので、ペーパーカンパニーではないかなというふうに思って、事務処理を進めている次第でございます。

○小座野定信委員

じゃ、間借りをしているということですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

申し訳ございません、そのあたりの詳しいことはちょっと確認はまだ未了でございます。

○小座野定信委員

これ詳しく分かっているから議案にしたんじゃないですか。

〔「全くそうだよ。もっと駄目だよ、しっかりしなくちゃ」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員

これ時期尚早なんだよ。もっともっと本当に細かく突き詰めないと。まして、この土地面積見ても学校用地1万9707平米、1,803平米、1,874、194平米、残りの9,180平米、山林。山林の分をどうして貸す必要があるんですか。貸すメリットあるんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

廃校の利活用ということで、当該部分を一括して利用していただくようなことで今まで進めてきておりました。

○小座野定信委員

廃校と校舎とは関係ないよね。グラウンドは分かります。体操の時間とか、レクリエーション関係等もグラウンドは使うでしょうけれども、山林の部分なんか使いますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

こちらの都合にはなってしまうかもしれませんが、引き続き同じに管理をしていただくというこちらの思惑もございまして、その部分の管理は受け手方の事業者のほうにやっていただくということのほうにメリットがあるのかなということでございました。

○小座野定信委員

じゃ、その管理のほうもしますということで協定書、また契約書のほうにはうたってこられるわけですね。

○総務企画部長（横田 茂君）

管理につきましては、今指定されたところ全部協定書のほうにうたっているところでございます。

○矢口龍人委員

先ほど小座野委員がおっしゃったように、この市の財産を貸付けするということなんで、やはりこの会社の信用の度合いというのが非常に大事だと思うんですよ。これやっぱり地元の人もいろんなことを心配しているというのが、それだけのネームバリューがあったり財産があったり資産があったりする会社であれば安心してどうぞ貸してください、我々もそうだと思うんですよ。だから何か信用の度合いが非常に低い。これ信用調査はかけてあるんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

信用調査はかけてはございません。

○矢口龍人委員

そうしますと、ここにこの説明会開催のお願いの中にもあるように、例えば売却絶対反対の動議しましたとか、あるわけですよ。それから、地域住民に対する安全確保は大丈夫なのかと。そうすると会社は徹底した教育指導しますと言ったと。どこに担保があるんですか、これ。担保されていますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

説明会等々におきまして、事業者様のほうからは徹底した教育を地域の住民の方にご迷惑をかけることのないよう厳しく指導していくと、そういうことでございますので、そのように頑張ってください、あるいはその地域住民の方ともコミュニケーションを取っていただくと、そういうものだというふうに思っております。

○矢口龍人委員

だから、会社の信用というのは非常に大きいんですよ。今ペーパーカンパニーじゃないですかなんて言われるような会社では、これ担保できないんですよ。だから、私は日本語学校やってもらったり、新治小学校を使ってもらって有効利用してもらうのは大いに賛成ですよ。大賛成します、本当に。

けれども、今言ったように地域が将来困るようなことになるのが一番心配なんですよ。だから、それにはちゃんとした担保を取っていただきたいと、それから議案にしてもらいたいというのが私の意見なんです。

○久松公生委員長

今答弁もらいますので。

○総務企画部長（横田 茂君）

設立間もない団体ということではございますが、代表者にはつくば市で既に実績のある常南国際学院というところの代表者になっています。校舎の関係上、あるいは認定、いわゆる法的な面で別法人にせざるを得ないという、そういう事情もございますので、そのような方式を取られているのだというふうに理解はしておりますが、トップにそういう実績のある方になっているということも今後の進め方についても一応我々のほうの信用という面ではそのあたりは考慮をしたところでございます。

○小座野定信委員

今、信用という言葉が出てきましたけれども、この筑波学園ですか、筑波学園の理事長さんというか社長さん、この方はつくば市で今、日本語学校をやっているらっしゃると。ここに生徒は何人ぐらい在籍

しているんですか、現在。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

定員のほうは90人でスタートしていきまして、今100人を少し超える方が学んでいるということが実情です。

○小座野定信委員

立ち話程度で聞いた話ですけれども、実際に今夏休み期間中で見にいっても誰も生徒いないよという答えはこの間、委員会のほうで答えをもらいました。聞くところによると生徒は何人もいないよと、通学していないよというお話を聞いているんですけれども、そういったことは確認していますか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

令和7年5月27日に、区長を連れて姉妹校の、先ほど言いました常南国際学院のほうに視察に訪れています。そのときに生徒のほうはきちんといまして、ちょっと狭い校舎なんですけれども、そこで学んでいるところは確認しております。

○櫻井繁行委員

この市長宛てに出された地域説明会の感想、意見書なのかな、要望書なのか、今日初めて見させていただいて、ちょっとここで確認をさせていただきたいんですけれども、ずっと全員協議会的时候から執行部のほうは説明会の参加者が24名とおっしゃっていましたが、この新治地区の方が出されたのを見ると30名以上というふうに書かれているんですね。何かその辺の感覚の違いが誤差があったりしているので、その辺、執行部としてはどういったような捉え方をしているか、まずお伺いしたいんですが。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

報告書の中で24名の名簿がありました、受付の名簿。もしかするとなんですけれども、これ事務局等を入れて30名以上ということなのかもしれないんです。そこはちょっと想像のところなんです、名簿として署名してあったのは24名ということで確認しております。

○櫻井繁行委員

ちょっと関連で同じような質問になってしまうかもしれませんが、やはり全員協議会的时候から私も言わせてもらっているように、地域住民の理解というのが一番大事なことであるというふうに思っているんですね。

そういった中でこの感想というような要望書を出された、勇気を持って出していただいたと思うんですけれども、説明会を繰り返すことによって相互理解が生まれてくるような案件だというふうな解釈なのか、この全体の概要をまだ読み込んでなくて申し訳ないんですけれども、執行部としてはどのような感覚をお持ちなんですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

このときの説明会の内容を聞きますと、要望としてあったのは、まずは売らないでくださいという要望がございまして、そこは契約書のほうから排除しまして対応すると。もう一つ、市民の方が使えるスペースをつくってくださいという要望がございまして、そちらも対応しますということと、あと、大きいところでは避難所としての使用ですね、そこをお願いしますということで、そちらも受け入れるということで最終的には理解していただいたという判断をしております。

○櫻井繁行委員

ほかの委員さんも心配されているように、やはりこれこの日本語学校のほうに伝えて、やっぱり早急に第2回、3回なのか説明会をしっかりと開いていただいて、例えばその地域に開放するようなスペース

もしっかり提供しますよとか、危機管理に対してもそうだろうし、あとはその避難所の設置もしっかりして、有事の際にも地域住民の方々にしっかりと一助として捉えていくというようなお話をするなり、それはどういうふうに進んでいるかが、僕、内面詳細は分かっていませんけれども、やはりそういう意味でも説明会というのはあってしかるべきだと思うので、そういったところをしっかりとお伝えをいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

事業のほうの構想とか、そういうのも含めまして事業者のほうに説明会をしていただくよう、相談していきたいと思っております。

○小座野定信委員

お伺いしますけれども、このかすみがうら市市長様と、令和7年3月23日、旧新治小学校活用事業に係る地域説明会に参加しての感想と第2回説明会開催のお願いという感想文のような陳情書と言っているか、そういった文面頂いて、当然事務局のほうでもこれ読んでいると思うんですけども、これを読んでどういうふうに感じましたか。

○総務企画部長（横田 茂君）

正直なところ、3月23日に第1回の説明会を開いたということで、その報告のほうを読んでおりましたのである程度理解は進んでいるのかなというのは一つございました。

一方で、こういう説明会のお願いという文書が出てきたということで、一方で中には全然その理解のほうが進んでいなかったのかなという方がいるということも、それは全員が賛成というわけではありませんで、そういうのが分かりました。

そういった中で、今後その事業者のほうとさらに相互理解を深めるような機会を、2回目の開催のお願いというのもございましたので、できるだけ早く順次スムーズにいくように準備のほうを協議していきたいというふうに思ったところでございます。

○小座野定信委員

私としては最低限、私個人としてはやはり住民、地域住民の声が一番かなというふうに思います。その中で聞いている声というのは、正直反対なんです。反対の理由というのは不安なんです。新治小学校そのものを貸すということに反対しているわけではないんです。この日本人学校というものに対する不安があるんです。まず、新治小学校の回りにどれだけ、100人の借り入れられる借家、アパートはありますか。例えば、下稲吉から新治小学校まで自転車で通う。あそこは旧千代田の人だったら誰でも知っていると思うんですけども、とにかく朝、車の台数が多いんですね、朝夕。そういったところを歩道もないような場所も箇所もあります。そういったところを自転車で、雨の日もあります、雪の日もあります、そういったところを、車とぶつかれば、これ当然けがします。最悪死亡事故も考えられます。可能でしょうか。

つくば市とは全く違うんだよね。つくば市は、人口密集地で借家もあればアパートもあるし、そういったことを考えるとちょっと、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思います。

今、横田部長のほうから答弁あったように、説明会で納得しているということですけども、納得しているような内容が書いてありますか。納得しているんだったら2回目の説明会なんか必要ないよね。違いますか。

どうしても市民は不安なんです。このまま、何で、私、特別委員会つくってくれと言いましたけれども、時期尚早なんです。とにかく早過ぎる。市長もいろいろ、第2常陸野運動公園、エバラの問題も頓挫しました。日立建機の跡地の神立病院の誘致もこれも失敗しました。3つ目正直で、これが外れ

たとしてもだれも責任はないんですよ。計画が悪い。いや、もっともっと私、ふだんから言っていますけれども、横田部長に言っていますけれども、役所にいるんじゃないくて外に出て営業かけろと。茨城県知事も言っていましたよ、この間、街頭演説で。もっと、もうちょっと、これ勇み足かなというふうに私思います。

だから、これ今回議決じゃなくて、私が思うのは継続審議にすべきかなというふうにご提案します。

○久松公生委員長

ほかに。

○副市長（飯塚一政君）

小座野委員からのご指摘、今不安であるというのは全くごもっともだというふうに思っております。

先ほど来、答弁してその点については1日も早く払拭するべく事業者のほうと調整し、全員協議会、その前の常任委員会、本日の委員会も含めてここで出たような疑問点とか、やり取りも含めて十分に説明をして、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

しかしながら、議案につきましては、ただ、これ多分不安に思われる方は幾ら説明しても不安に思われる。その点、私は変わらないと思っていますので、せっかく私が来てからこの2年間、幾つか案件はありましたが、いずれもまとまらなかったと。そこに来て、今回はこういったいい提案をいただいたということで、執行部としてはぜひとも今回採決を取っていただいて、前に進めるような形を取っていただければという思いでおります。

○小座野定信委員

だから、今副市長からご答弁いただきましたけれども、やはり業者に言ってもう一回説明会、もう二回、三回と説明会を要望するというお言葉をいただきましたけれども、何でこういう文書が来るということ想定できなかったのか。説明会が正直足りないんですよ。1回だけの説明会で議案をつくって、それを軽々しくも年間70万円の格安で貸し出すと。エバラだってあの常陸野第2運動公園は建物も何もないですよ。更地ですよ。トイレが1個あるだけ。それで年間82万円、あの土地で。何で新治小学校が倍以上の土地もあって、それより格安の年間70万円なんですか。この辺も不審ですよ。どういう計算をしたのか。

安ければいいというもんじゃない。やはり市の財産ですから、貸すんだったら、ある程度の一般常識の通用する値段で貸すべきだと思うし、70万円なんて格安の値段なんかふざけるなど言いたいですよ。70万円だったら借りる人は幾らでもいますよ。100万円の会社つくって。そう思いませんか。

ただ、だから役所にて、ネットで情報流して、それで机の上、椅子に座って、役所の机に座って待っているというそういう時代じゃないんだよ。だからトップセールス、トップセールスでなかったらセカンドセールス、副市長、次、部長、課長とどんどん外に出て、やっぱりPRすべきなんですよ。

だから、私もこれ、はっきり言って常陸野第2運動公園や例の横田部長ともいろいろとやっていますけれども、いろんな方に情報を私は流しています、個人的に。いろんな方が現場を見たい、何見たいと言って担当に言って、現場を見させてもらっています。ね、部長。そういうふうに自分から一歩出てPRしていかないと、絶対無理ですよ。

ちょっとこれ時期尚早。早過ぎる。ここで議決いって賛成は取れるかもしれないけれども、これはまずいよ。後で市民の騒ぎになると思う。今副市長も100%は納得いかないと。これ当然ですよ。民主主義ですから。でも、民主主義の場合、やっぱり5割以上の賛成同意はもらわないと民主主義は成立しませんよね、副市長。5割以上のこれ賛成取れる自信ありますか。市民納得すると思いますか。どう思いますか、今の現状で。

○副市長（飯塚一政君）

採決の結果は分かりませんが、私どもとしては事務的には説明を尽くしてきたつもりでございます。十分かどうかは分かりませんし、先ほど申しましたように不安を感じる住民がいらっしゃるので、その方々の不安を少しでも払拭するということにも努めてまいりたいと思いますが、計画を進めるのにはまずはその20年の貸付けというものが認可が得られるかどうかというのが条件になっていますので、まずはそこは進めさせていただきたいというのが我々の思いでございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

履歴事項全部証明書があります。今、私、たまたま株式会社シマムラの登記簿謄本が今手元にあるんですよ。これは別の入札の問題で調べたんですが、これは24年12月4日付の情報なんですけれども、やはり茨城県かすみがうら市深谷61番地の74、これ同じですよ。だから間借りしているんじゃないかというふうに小座野委員がおっしゃったんですが、この霞ヶ浦学院はシマムラの会社を間借りしているという形になってしまうんじゃないかなと。この中に取締役でハシモトヨウコさんが名前あるんですが、ここにも取締役としてハシモトヨウコさんが名前載っているんですよ。だから、ほぼシマムラ、会社シマムラさんと同等になっているんじゃないかなと思われるんですね。

シマムラさんは、とび土工、コンクリート、土木工事、管工事をやっていますが、今度はこちらのほうの霞ヶ浦学院株式会社は、労働者派遣事業、職業紹介、いわゆる特に労働者派遣事業というのが項目に書いてあるわけですよ。そうすると、土木と労働者派遣法とマッチングするんですね。こういうところが今学校の認定を受けていないとか、あといろいろ調査も不十分だというような中身ですと、はっきり申し上げて株式会社シマムラさんは、10年前にはなかったんですよ、入札は。参加していなかった。最近になって参加がかなり多くなっていますが、これが貸付け期間が令和7年から令和27年の20年間という、どうも心配だというのが特に大きくなるんですね。私は初めてこの要望書を見せられて、はっと思って、ちょっと調べたんですよ。

ですから、そういう問題が残されたままだと、ますます地元の方は不安に思うということは明らかじゃないかなと思うんですね。ですから、時期尚早だということは言えると思います。これをやはり地元の説明会を直ちに開く。これは今回は議決をしないで継続審査にして、説明会を開くと。その後でやるという方法もあるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画部長（横田 茂君）

先ほど副市長のほうから申し上げましたとおり、この霞ヶ浦学院につきましては、今般の日本語学校の開設を目的に活動しているということでございまして、その日本語学校の認定に当たっては、まずその校舎の確保が必要だと、そういう状況でございます。3月の説明会より何も変わっておりませんので、まずは手続を前に進めていく中で順次説明会のほうを開催していただく、そういう協議のほうを事業者のほうにしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○櫻井繁行委員

今の関連の質問ですけれども、逆に言うとその議案第80号を、この説明会を見ると3月23日に行っていますよね。結構期間あったわけじゃないですか。このタイミングで上程をしている理由というのはあるんですか。

〔「かなり具体的になったからなんだろうな。これ分からないもの、これ。この文書。だんだん中身がだんだん分かったんだよね」と呼ぶ者あり〕

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

3月の説明会の後、校舎の改修等で開発行為が絡みますので、そういうところの協議とか、そういうのをしていまして、9月の議会に上げさせていただいたという経緯です。6月に間に合えば6月も考えていたんですけども、9月ということをお願いしました。

今回、プロポーザルのスケジュール、事業計画なんですけれども、文部科学省への設立申請が4月と10月の年2回となります。年2回です。事業計画では10月の申請を予定しておりますので、事業スケジュールに沿って進めるに当たっては、今回の議会で判断いただきたいという考えでおります。

もし仮に今回の議会で判断いただけない場合は、設立の申請が最低6か月以上遅れますので、公募時のスケジュールとは大分違ってくるということが現状でございます。

○櫻井繁行委員

ちょっと事務手続上の云々というのは我々分からないところもあるんですけども、逆に言うとこれを今回引き延ばして12月にした場合というか、その場合にすると、今度その、先ほど樽見企画監おっしゃっていた年に2回しか申請がないということを考えると、停車場線の土地が駄目になり、第2常陸野公園が駄目になり、ひょっとすると、もう、じゃ、これかすみがうら市、もう認可取れないから、ここももういいやということを考えられるのかなと思うので、その辺の執行部のほうもこのタイミングでしかなかったのかなというようにところが想定されるんですけども、正直その辺の事務手続上というか、そういったところも含めてちょっとご答弁いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

先ほど委員のほうからありましたとおり、4月と10月の年2回ということで、今回もし仮に継続審査とかで判断がされませんと、設立については6か月以上遅れるということで、旧新治小の廃校利活用の流れについては流れてしまうことも想定していると。流れてしまうこともあると想定しております。

○小座野定信委員

開校が半年遅れるとか1年遅れるとかという言い訳がましい。そういうお言葉を発していますけれども、市民の声を聞かなかった執行部が悪いんだよ。市民がこれだけこうやって反対しているにもかかわらずそういう声も聞かないで、これ後で市民運動になるよ。絶対なるよ。本当に。地元は真剣だよ、これ。一軒一軒、私、一軒一軒歩いていないけれども、何軒か知り合いの家歩きました。電話でも確認しました。はっきり言っていることだなと言った人は一人もいません。あーあと。そういう話は聞いているけれども、だってどこに住むんだよと、まずそこから来ますよ。

どうですか。時期尚早と思わないか。半年遅れる、1年遅れると、相手のことばかり心配しているけれども、心配するところが違うよ。市民の感情を心配しなさいよ。そうじゃないか。それが公僕じゃないか。

違いますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

市としましても3月、繰り返しになってしまいますけれども、地域の住民の方を集めての説明会、これはきっちり説明をして、声を聞いております。また、5月には地元の区長さん、つくばの姉妹校でありますけれども、スペースの関係もございまして、人数に限りがありますけれども、実際には2人の区長さんが参加をいただいております。できる限り声は拾ってきたつもりではございます。そういった中で手続のほうは進めていただくよう、これまで準備をしてきたわけでございます。

機会がございましたら、当然この説明、あるいはその地元理解は当然進める必要があると。これは当然そういうことになると思いますので、引き続きその点については十分考慮していきたいと考えてござ

います。

○小座野定信委員

最後の質問にします。市民感情を考えるのか、業者の開校を1日も早くすることを考えるのか、はかりにかけた場合、どちらが重いんですか。

○副市長（飯塚一政君）

どちらも大切だと思っております。比較できないというふうに考えております。

○小座野定信委員

比較できないんですか。

私としては、業者も計画もあるでしょう。でも、その前にやっぱりここに住む、ここに根づいている市民感情を考えるのが一番の公僕的な考え方ではないかなというふうに私は思います。

○副市長（飯塚一政君）

先ほどの第2回説明会のお願いという文書、私も何回か読ませていただきました。そこに表れているのは、要は確かに反対的な考え方の部分もありますけれども、不安があるのでその不安を払拭してほしいということに尽きるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私としてはそこは十分に果たしていきたいというふうに思っておりますので、今回についてはこういう提案はいただいたので、ぜひとも執行部としては採決いただいて、前に進められるものであればぜひとも前に進めていきたいというふうな思いでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○塚本直樹委員

すみません、ちょっと最後に1点だけ。この市民のやっぱり声というのは大事だとももちろん思いますし、これ3月23日に新治小学校で説明会が開催されましたと。これ要望書は8月29日に上がってきています。この間に4、5、6、7、8と5か月間、間があるんですけども、その間に住民の方から何か声が上がったとか、例えば区長さんから要望が出ているとか、そういったのはなかったんでしょうか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

その間、そういう声はうちのほうの担当のほうには届いておりませんでした。

○設楽健夫委員

この霞ヶ浦学院株式会社の履歴事項全部証明書を見ますと、先ほどの取締役にはシモトヨウコさんも入っていますけれども、代表取締役は笹目さんという人ですよ。この方は先ほどまでの話を聞くと、常南国際学院の理事長といいますか、学院長がこの人になっているんですか。その辺ちょっと確認したい。

○総務企画部長（横田 茂君）

そのように聞いております。

○設楽健夫委員

とするならば、この常南学院株式会社は、まだ学院として登録されていない。代表者は、代表取締役として笹目さんが入ってきている。そういう意味では、この常南国際学院の代表者が実質上、いわゆる日本語学院の経営者というふうになってくるというふうに思うんですけども、それは霞ヶ浦学院とはちょっと交渉相手が違うということになりませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

笹目さんが代表になっている霞ヶ浦学院のほうは、これから日本語学校の認定を取ろうとする法人でございますので、それは今の段階ではその常南国際学院のほうとは同じような代表を務めているといつても、法人としての差がもう全然違うというような、明らかに違いがあるというふうに思います。

○設楽健夫委員

本来の交渉相手はこの常南国際学院の学院長であるべきだというふうに思うんですが、なぜならばまだ学院の認可も下りていない、日本語教員の資格も取られていない。その会社が、じゃ、どういうふうに今後の計画を立てていくのかということについては、かすみがうら市は、あそこの地域の人たちに対してあれだけ広大な土地を70万円で貸していくということの前に最終的なやっぱり事業計画を含めてきちっとした政策が必要になっていくんじゃないですか。

そういう意味では、住民の、先ほどから出ていますけれども、これだけのものが出ているんですから早急に説明会を開催して、そして慎重に対応していくということが必要になるんじゃないですか。これを見るとどうも代表者はシマムラではないですね。

[「名義貸しだって」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

名義貸しというような声もありますけれども、市はそういうところと……

[「だから調査が足んねえんだっつってんだよ、だから」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

だから、そういうところが……

[「名義貸し」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

話を進めるとすれば、この常南国際学院のこの方は理事長ですか、学院長ですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

ちょっと代表取締役としてしか確認はできないですけれども。

○設楽健夫委員

いや、違いますよ。霞ヶ浦学院ということではないですよ。常南国際学院の私は定款とか履歴の証明書を持っていないので分かりませんけれども、この中ではどういうふうな地位にあるんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

常南国際学院のほうは法人登記のほうは確認しておりませんが、代表者というふうには伺っております。

○設楽健夫委員

そういう意味でもやっぱりもう少し慎重に、これ以降の100人の学生を募集する、宿泊場所の問題も含めて慎重に検討していくということが必要になっているんじゃないですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

笹目氏につきましても、プロポーザルをはじめ様々な場で説明のほうは来ていただいております。また、準備行為も、教員の確保等ですね、徐々に進めているというふうには伺っておりますので、今としてはそのような段階かなというふうには思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより時間もありますけれども、もう最後ですのでこのまま進めさせていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対の立場です。

私も初めてこの要望書なるものを見させていただきました。十分に地元の理解が得られていないということがはっきりしております。

それと同時に、今、霞ヶ浦学院株式会社が株式会社シマムラと間借りをしているというような状況が見て取れます。そういう意味では令和7年から27年までこの20年間を貸すということ自体が非常に問題だというふうに思うんですね。特にかなりの心配が具体的に述べられておりますので、私はこういう地元の声をしっかりと受け止めて、この議案には慎重な態度を取らなきゃいけないということだと思います。

以上、反対です。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

私からは条件つきになりますよね、この賛成討論をさせていただきたいと思います。

各委員の皆様から出ているように、やはり旧新治小学校の利活用を反対するという人はいないと思うんですね。また、日本語学校ができることというのも、小座野委員もおっしゃっていましたが、それ全然反対するつもりはないんだとお話がありました。

ただやっぱり心配なのは、地域住民の理解ですよ。それは僕、もう全員協議会のときからお話をさせていただいていますが、ぜひかすみがうら市としてやはりここは頓挫するわけにはいかないという気持ちはもちろん分かりますけれども、しっかりと住民理解の徹底、そして危機管理の徹底ですよ。新しい外国の方が入ってくるということも含めて、そういったところはぜひ今日、副市長にもしっかりと我々の声も聞いていただいていますけれども、その辺のところをしっかりと周知徹底。

また、この霞ヶ浦学院さんですか、ぜひこの地域住民の方、個人名は伏せるにしてもこういう声があるということをしかりとお伝えをいただきたいと思います。そういった中でしっかりと相互理解が生まれた中で共生社会、しっかりとした新治地区の新しい起爆剤となるような拠点になるということをややはり望みますから、そういったところをしっかりと飯塚副市長にはお願いをして、私としてはもちろん賛成はしますが、暫定的ということで、そこら辺はしっかりとお願いをしたいということを伝えて、賛成討論とさせていただきたいと思います。

○小座野定信委員

私としましては反対の立場で、時期尚早と。執行部、事務局と業者の一方的な推し進めというふうに捉えております。

こういった中でやはりもうちょっと時間を置いて、継続審議という形を取るのが一番かなというふうに思います。継続審議を提案します。

〔「賛成反対の討論だから」「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○久松公生委員長

それでは、本案は異議がございましたので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 5時37分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時38分]

長時間にわたりましてご審議いただきました本委員会に付託された議案等は全て終了いたしました。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして令和7年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 5時39分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年第3回定例会議案審査特別委員会

委員長 久松公生